

令和 6 年12月 9 日開会

令和 6 年12月17日閉会

令和 6 年三宅町議会 第 4 回定例会会議録

三 宅 町 議 会

令和6年12月三宅町議会第4回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2

第 1 号 (12月9日)

出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	6
町長挨拶	6
開会の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	8
議案第44号～議案第60号、報告第4号の上程、説明、委員会付託について	8
選挙第2号について	18
一般質問	19
久保憲史君	19
森内哲也君	23
梅本睦男君	36
渡辺哲久君	49
松本健君	59
池田年夫君	68
散会の宣告	78

第 2 号 (12月17日)

出席議員	79
欠席議員	79

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	79
職務のため会議に出席した者の役職氏名	79
議事日程	80
開議の宣告	81
議事日程の報告	81
常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決	81
閉会中の継続審査について	92
町長挨拶	92
閉会の宣告	93
署名議員	95

三宅町告示第96号

令和6年12月三宅町議会第4回定例会を
次のとおり招集する

令和6年11月22日

三宅町長 森 田 浩 司

記

- | | |
|---------|----------------|
| 1. 招集日時 | 令和6年12月 9日 月曜日 |
| | 午 前 9時30分 開 会 |
| 1. 招集場所 | 三宅町役場 3階 議会議場 |

令和6年12月三宅町議会第4回定例会

会期日程表

令和6年12月 9日月曜日

9日間

令和6年12月17日火曜日

目次	月日曜日	開会時間	摘 要
第1日目	12月9日月曜日	午前9時30分	定例会開会 (提案説明・一般質問)
第2日目	12月10日火曜日		休 会
第3日目	12月11日水曜日	午前9時30分	総務建設常任委員会
第4日目	12月12日木曜日	午前9時30分	福祉文教常任委員会
第5日目	12月13日金曜日		休 会
第6日目	12月14日土曜日		休 会
第7日目	12月15日日曜日		休 会
第8日目	12月16日月曜日		休 会
第9日目	12月17日火曜日	午前9時30分	定例会再開

令和6年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和6年12月9日月曜日午前9時30分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅 本 睦 男	久 保 憲 史	川 鱈 実希子
瀬 角 清 司	松 本 健	渡 辺 哲 久
森 内 哲 也	辰 巳 光 則	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	教 育 長	大 泉 志 保
みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀	総 務 部 長	森 本 典 秀
まちづくり推進部長	岡 橋 正 識	会 計 管 理 者	田 中 修 三
住民福祉部長	宮 内 秀 樹	健康子ども局長	植 村 恵 美
教育委員会事務局長	出 口 正		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	堀 川 佳 則	事 務 局	米 川 由 美
--------	---------	-------	---------

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

7 番 議 員	森 内 哲 也	9 番 議 員	池 田 年 夫
---------	---------	---------	---------

令和6年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和6年12月 9日 月曜日

午 前 9時30分 開 会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 議案第44号 令和6年度三宅町一般会計第7回補正予算について |
| 日程第4 | 議案第45号 令和6年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算について |
| 日程第5 | 議案第46号 令和6年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について |
| 日程第6 | 議案第47号 令和6年度三宅町下水道事業特別会計第1回補正予算について |
| 日程第7 | 議案第48号 三宅町役場の位置を定める条例の全部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第50号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第51号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第52号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第53号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第54号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の締結について |
| 日程第14 | 議案第55号 財産の取得について |
| 日程第15 | 議案第56号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について |

- 日程第16 議案第57号 三宅町道路線の変更について
- 日程第17 議案第58号 磯城郡水道事業団規約の変更について
- 日程第18 議案第59号 磯城郡水道事業団の解散について
- 日程第19 議案第60号 磯城郡水道事業団の解散に伴う財産処分について
- 日程第20 報告第4号 令和6年度三宅町一般会計第6回補正予算の専決処分の報告について
- 日程第21 選挙第2号 奈良県広域水道企業団議会議員の選挙
- 日程第22 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（辰巳光則君） 定刻の時刻となりましたので、始めたいと思います。

本日、令和6年12月三宅町議会第4回定例会を招集されましたところ、議員各位におかれましてはご出席いただき、ありがとうございます。

本日提出されております議案につきましては、令和6年度三宅町一般会計第7回補正予算についてをはじめとする議案17件、報告1件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められますよう議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、スマートフォン等お持ちの方は、電源をお切りいただき、通話やSNS等のご利用はお控えいただきますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和6年12月、三宅町議会第4回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、先月は多くの行事が開催され、議員の皆様におかれましてはご参加いただき、さらには所属の各団体等でご尽力を賜りましたこと、この場をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございます。

また、町文化祭では、10月27日に衆議院議員総選挙が行われたため、翌週の11月2日と3日に延期されたにもかかわらず、芸能発表や展示コーナー、模擬店等も例年どおり実施され、無事終了することができました。開催に当たり、多くのご支援とご協力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

そのような中、政府は先月22日、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策について閣議決定し、今期臨時国会に物価高対策などを盛り込んだ総合経済対策の補正予算が提出されました。

この経済対策の柱は、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服、国民の安心・安全の確保とされ、特に物価高対策では、防寒対応が必要な1月から3月の電気・ガス代補助を盛り込み、物価高の影響を受けやすい低所得者への支援として、住民税非課税世帯を対象に3万円を目安に給付金を支給、子育て世帯の場合は、さらに子供1人当たり2万円を加算されます。

また、103万円の壁の見直しについても、年末の税制改正の議論で取り上げられ、非課税枠を引き上げる方針とされています。

本町としても、給付金事業の確実な実施に向けて準備を行うとともに、地方自治体として多岐にわたる役割を果たすべく、経済の動向を注視しながら、町の責務をしっかりと果たしてまいります。今後とも、議員各位のご尽力とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出をいたしております案件は、令和6年度一般会計第7回補正予算をはじめとする補正予算案4件、条例の改正案6件、その他の議案7件、報告1件の重要案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、令和6年12月三宅町議会第4回定例会は成立いたしましたので、開会し、直ちに本日の会議を始めたいと思います。

（午前 9時35分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番議員、森内哲也君及び9番議員、池田年夫君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日12月9日より12月17日までの9日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日12月9日より12月17日までの9日間とすることに決定しました。

◎議案第44号～議案第60号、報告第4号の上程、説明、委員会付託について

○議長（辰巳光則君） 日程第3、議案第44号 令和6年度三宅町一般会計第7回補正予算についてより日程第20、報告第4号 令和6年度三宅町一般会計第6回補正予算の専決処分の報告についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。お諮りします。

日程第3、議案第44号 令和6年度三宅町一般会計第7回補正予算についてより日程第20、報告第4号 令和6年度三宅町一般会計第6回補正予算の専決処分の報告についてまでの議案17件、報告1件を一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和6年12月三宅町議会第4回定例会に提出をいたしました各議案等についてご説明申し上げます。

まず初めに、補正予算案件4件についてご説明申し上げます。

議案第44号 令和6年度三宅町一般会計第7回補正予算についてご説明をいたします。

歳入からご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生負担金では、障害児通所サービスの利用者増に伴い、障害児負担金277万9,000円の増額を行うものでございます。

同款、項2国庫補助金、目1総務補助金では、戸籍・住民票等への振り仮名記載に当たる通知業務に対する社会保障・税番号制度補助金252万1,000円及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金41万6,000円の増額と、移住・定住促進事業に対する地方創生推進交付金150万円の減額を行うものでございます。

目2民生補助金では、認知症高齢者グループホームに交付する地域介護・福祉空間整備等交付金426万8,000円の増額を、また、目6土木補助金では、国庫補助金の道路メンテナンス事業費の確定に伴う増額とともに、大和平野中央プロジェクト推進事業費の確定に伴う減額を合わせ、社会資本整備総合交付金事業交付金として5,000万2,000円の減額を、さらに、目8教育補助金では、施設型給付費の減額に伴い、子供のための教育・保育給付交付金24万3,000円の減額を行うものでございます。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生負担金では、国庫負担金の増額と同様、県負担金の障害児支援負担金138万9,000円の増額を行うものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをご覧ください。

同款、項2県補助金、目2民生補助金では、令和5年度分の実績額確定に伴う心身障害者医療費県費補助金の増額とともに、令和6年度分の福祉医療費助成事務費県費補助金及び精神障害者医療費助成事業補助金の増額を合わせて16万円の増額及び令和5年度分の各事業実績額の確定に伴い、重度心身障害者老人等医療費県費補助金25万8,000円の増額を、また、国庫補助金と同様、子供のための教育・保育給付交付金20万8,000円の減額を行うものでございます。

同款、項3県委託金、目1総務委託金では、県民だより奈良配布業務の事業費見込みにより、委託金9万1,000円の減額を行うものでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金では、本補正予算の財源として財政調整基金繰入金3,000万円を増額するとともに、目5ふるさと納税基金繰入金では、ビジネスサポート事業の減額に伴い、ふるさと納税基金繰入金80万円の減額を行うものでございます。

続きまして、14、15ページをご覧ください。

款20諸収入、項6雑入、目1雑入では、旧消防車の官公庁オークション出品に伴う売却収入140万円、住宅新築資金等貸付金の過年度元利返戻金12万円及び山辺・県北西部広域衛生

組合負担金の確定に伴う返還金12万8,000円を合わせて、164万8,000円の増額を行うものでございます。

款21町債、項1町債、目1総務債では、道路メンテナンス事業費補正、大和平野中央プロジェクト推進事業費補正及び清掃車購入事業の事業費確定に伴い、過疎対策事業債ハード分1,830万円の減額を行うものでございます。

続きまして、歳出のご説明を行います。

まず初めに、歳出予算中、人件費の補正については、令和6年8月の人事院勧告に準じた給与改正を行うための給料及び手当額の増額及び決算を見込んだ予算調整を行っており、人件費の科目が多岐にわたることから、おのおのの説明は省略させていただきますが、今回の給与改定に伴う人件費の補正総額は、3,573万1,000円の増額を行うものでございます。

では、人件費以外のご説明を申し上げます。16、17ページ下段をご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、町が被告となった損害賠償命令請求事件の判決が確定し、代理人弁護士費用の精算をするため、委託料111万1,000円の増額を行うものでございます。

同款、同項、目2文書広報費では、執行額の確定に伴い、広報システム委託料78万円の減額を行うとともに、続いて18、19ページ上段をご覧ください。

県民だより配布負担金88万1,000円の減額を行うものでございます。

また、同項、目3財産管理費では、公用車関係業務の執行調整により委託料11万1,000円の減額を、また、磯城郡水道企業団の解散に伴う財産処分に係る負担金3,941万4,000円の増額とともに、山辺・県北西部広域衛生組合市町村負担金の令和5年度執行分の返還金12万9,000円の増額を行うものでございます。

さらに、同項、目4企画費では、企業版ふるさと納税成果手数料44万円の減額とともに、地域おこし協力隊に対する給与改定に伴う増額及びまちづくり協働推進事業におけるテープ起こし代の減額を合わせ、委託料177万円の増額を、また、移住・定住促進事業における予算上限額調整のため、補助金200万円の減額を行うものでございます。

次に、20、21ページ中段をご覧ください。

同項、目7交流まちづくりセンター費では、高所清掃等委託料の減額及びその他保守委託業務の減額を合わせ、委託料172万8,000円の減額を行うものでございます。

次に、22、23ページ中段をご覧ください。

同款、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費では、戸籍法の改正に伴い、戸

籍・住民票等への振り仮名記載に当たる通知業務のため、委託料252万2,000円の増額を行うものでございます。

次に、24ページ、25ページ上段をご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、郵便料金の値上げ等に伴う増額及び国保連合会集計手数料の増額等に伴い、役務費22万4,000円の増額とともに、あざさ苑栄養指導室の業務用冷蔵庫を購入するため、備品購入費41万7,000円の増額を、また、障害児通所サービス利用児童の見込み数の増加により扶助費555万7,000円の増額と、令和5年度分の精神障害者医療費助成事務費補助金の返還金2,000円の増額、さらに、国民健康保険特別会計への繰出金247万3,000円の増額を行うものでございます。

同項、目2老人福祉費では、郵便料金の値上げに伴い、役務費1万3,000円の増額とともに、介護サービス事業所・施設光熱費等高騰対策支援補助金及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を合わせ、補助金468万4,000円の増額を行うものでございます。

次に、26、27ページ中段をご覧ください。

同款、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、子ども・子育て支援事業計画策定支援業務の入札差金として、委託料140万円の減額を行うとともに、令和5年度分の児童福祉事業関係補助金の返還金216万9,000円の増額を行うものでございます。

同項、目2母子福祉費では、郵送料の値上げに伴い、役務費1万7,000円の増額を行うとともに、ひとり親家庭等医療費助成事業補助金の返還金43万9,000円の増額を行うものでございます。

次に、28ページ、29ページ上段をご覧ください。

同項、目8放課後児童健全育成事業費では、令和5年度分の子ども・子育て支援交付金の返還金及び保育対策総合支援事業費補助金の返還金を合わせて、返還金7万8,000円の増額を行うものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、健康増進計画・食育推進計画策定支援業務の入札差金として、委託料の減額及び電話・オンラインカウンセリング業務見込額の減少による委託費の減額を合わせ、委託料99万8,000円の減額とともに、令和5年度分の保健衛生費関係の事業補助金及び交付金に対する返還金27万5,000円の増額を行うものでございます。

次に、30、31ページ上段をご覧ください。

同款、項2清掃費、目1清掃総務費では、清掃車購入業務に伴う入札差金として、備品購

入費200万円の減額を行うものでございます。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費では、企画運營業務の執行額確定に伴う委託料63万5,000円の減額を行うとともに、ビジネスサポート事業費の負担金の調整に伴い、負担金80万円の減額を行うものでございます。

次に、32、33ページ下段をご覧ください。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設費では、道路メンテナンス事業において、橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検結果による事業実施について、委託料1,000万円の増額を行うとともに、事業費の振替調整として、工事請負費で441万2,000円の減額を行うものでございます。

同款、項3都市計画費、目4下水道費では、給与改定に伴う増額とともに、資本費平準化債への借換えに伴う減額を合わせ、下水道事業会計への繰出金1,097万7,000円の減額を行うものでございます。

次に、34、35ページ上段をご覧ください。

同款、項4まちづくり費、目4大和平野中央プロジェクト費では、令和6年度補助金交付額の確定に伴い、工事請負費3,000万円の減額、公有財産購入費2,300万円の増額、事業関係補償補填賠償金4,500万円の減額をそれぞれ行うものでございます。

款9消防費、項1消防費、目3非常備消防費では、新規消防ポンプ車の貸与に関する諸経費とともに、旧消防ポンプ車の売却に伴う経費を合わせ、計30万6,000円の増額を行うものでございます。

次に、36、37ページ中段をご覧ください。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費では、教育フォーラムの実施に伴う経費として、報償費、旅費、需用費を合わせ、17万円の増額を行うものでございます。

同款、項2小学校費、目1学校管理費では、外国語指導助手派遣及び小学校防犯対策設備導入業務における入札差金を合わせ、委託料258万6,000円の減額を行うものでございます。また、同項、目3学校給食費では、学校給食調理等業務の見直しによる委託料93万3,000円の減額を行うとともに、炊飯設備整備業務における入札差金として、備品購入費82万7,000円の減額を行うものでございます。

次に、38、39ページ上段をご覧ください。

同款、項4幼稚園費、目1幼稚園費では、新制度移行幼稚園入園見込み者の減少に伴い、扶助費66万円の減額を行うものでございます。

同款、項5 社会教育費、目1 社会教育総務費では、町子ども会連絡協議会の廃止に伴い、補助金12万円の減額を行うものでございます。

同項、目5 文化財保護費では、開発行為に伴う発掘調査費用として、委託料98万5,000円の増額を行うものでございます。

最後に、ご覧のページの下段から、次の40、41ページ上段をご覧ください。

款14 予備費では、本補正予算の財源調整を行うため、593万2,000円の減額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算の規模は、後ほど報告いたします第6 回補正予算後の50 億1,435万2,000円に歳入歳出それぞれ2,770万5,000円を減額し、予算総額49億8,664万7,000 円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第45号 令和6 年度三宅町国民健康保険特別会計第3 回補正予算についてご説明いたします。

まずは、歳入のご説明をいたします。

8、9 ページをご覧ください。

款4 県支出金、項1 県負担金・補助金、目1 保険給付費等交付金では、一般被保険者高額医療費の増額補正に伴う財源措置として、普通交付金250万円の増額を行うものでございます。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金では、財政安定化支援事業及び国民健康保険事務費に係る繰入金として、247万3,000円の増額を行うものでございます。

続いて、歳出の説明をいたします。

10、11ページをご覧ください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費では、郵便料金の値上げに伴い、通信運搬費5 万8,000円の増額を行うものでございます。

款2 保険給付費、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費では、支給見込額の増加に伴い、事業関係負担金250万円の増額を行うものでございます。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分、目1 一般被保険者医療給付費分では、財政安定化支援事業の繰入額確定に伴い、負担金239万円の増額を行うものでございます。

款6 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費では、郵便料金の値上げに伴い、通信運搬費2 万5,000円の増額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算の規模は、歳入歳出それぞれ497万3,000円を増額し、予

算総額を7億6,833万2,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第46号 令和6年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算についてご説明いたします。

歳出のみのご説明となります。

6ページ、7ページをご覧ください。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費では、支給見込額の減少により負担金145万円の減額を、目7居宅介護福祉用具購入費では、支給見込額の増加により負担金15万円の増額を、目8居宅介護住宅改修費では、支給見込額の増加により負担金130万円の増額を行うものでございます。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費では、支給見込額の減少により負担金5万円の減額を、目6介護予防住宅改修費では、支給見込額の増加により負担金5万円の増額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算は歳出予算の範囲内にて調整を行ったため、予算総額の増減はなしの8億8,018万1,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第47号 令和6年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算についてご説明いたします。

収益的収入からご説明いたします。

5ページをご覧ください。

款11下水道事業収益、項10営業外収益、目10他会計補助金では、人件費に係る財源として、一般会計繰入金62万3,000円の増額を行うものでございます。

次に、収益的支出をご説明いたします。

6ページをご覧ください。

款21下水道事業費用、項5営業外費用、目15総係費では、令和6年8月、国の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、給料及び手当額の増額を行うため、給与、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費において、それぞれ増額を行うものでございます。

最後に、資本的収入についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

款31資本的収入、項5企業債、目5建設改良費等企業債借入金では、借入額の決算見込みにより1,160万円の増額を、同款、項15補助金、目15他会計補助金では、先ほどの企業債の増額に伴い、補助金1,160万円の減額を行うものでございます。

以上のことから、収益的収入支出それぞれ62万3,000円を増額し、下水道事業収益の収入及び支出の予算総額を2億7,662万3,000円とし、資本的収入及び支出の予算総額は変わらずとする補正予算の提出を行ったものでございます。

続きまして、条例の改正6件についてご説明申し上げます。

議案第48号 三宅町役場の位置を定める条例の全部を改正する条例の制定については、令和7年4月1日の奈良県広域水道企業団の設立に伴い、磯城郡水道企業団を解散するに当たり、財産処分の協議により、旧三宅町浄水場を本町の分庁舎として帰属を受けて所管することになるため、本条例の改正をするものでございます。

次に、議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年8月の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、給料表及び期末勤勉手当の支給割合を改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、給料表について、公民格差のある若年層を中心に引上げを行い、令和6年4月より遡及を行うとともに、期末勤勉手当については、令和6年12月支給分より、一般職は合わせて0.1月分、暫定再任用職員については合わせて0.05月分を引き上げるものでございます。

次に、議案第50号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、先ほどの一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正と同様、令和6年8月の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、特別職及び議員の期末手当の支給割合を、令和6年12月支給分については0.1月分を、令和7年4月からは年間0.1月分を引き上げるために、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第51号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、さきの2件の一部改正と同様、令和6年8月の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、特別職及び議員の期末手当の支給割合を、令和6年12月支給分については0.1月分を、令和7年4月からは年間0.1月分を引き上げるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第52号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、こちらも令和6年8月の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、給料表の改定とともに、期末勤勉手当の支給割合について、令和6年12月支給分より合わせて0.1月分の引上げを行うために、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第53号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営の基準の一部を改正する内閣政令に伴い、職員配置の基準が改正されることから、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、その他の議案7件についてご説明申し上げます。

議案第54号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の締結につきましては、定住自立圏構想推進要綱に基づき、天理市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定について、令和6年度末をもって第2次大和まほろば定住自立圏共生ビジョンの計画が終了し、令和7年度から令和11年度までの5年間の第3次大和まほろば定住自立圏共生ビジョンを作成するに当たり、新しく稼働する山辺・県北西部広域環境衛生組合の廃棄物処理施設及びデジタルトランスフォーメーションの項目を新たに追加するため、協定書の一部を変更することについて、議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第55号 財産の取得については、総務課において、ノートパソコンの調達に伴い財産を取得する予定となるため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、取得する財産はノートパソコン41台、契約金額は940万732円、契約の相手方は、リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部奈良支社奈良営業部でございます。

次に、議案第56号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同約の変更については、本組合を組織する地方公共団体のうち、令和7年3月31日をもって奈良県広域水質検査センター組合が解散され、組合を組織する地方公共団体の数を減少するべく、規約の一部を改正し、地方自治法第286条第1項の規定に基づき奈良県知事に許可を申請するため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第57号 三宅町道路線の変更については、町道三宅218号線における敷地の寄附に伴い、終点の変更により道路線が変更されるため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容は、終点地番先が大字伴堂680番1先までを大字伴堂680番12先までに変更するものでございます。

次に、議案第58号 磯城郡水道企業団規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により、磯城郡水道企業団の解散に伴う事務の承継については、構成町が協議をもって定めることとする条文を新設する規約変更について、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第59号 磯城郡水道企業団の解散については、地方自治法第288条の規定により、構成町の協議により、令和7年3月31日をもって磯城郡水道企業団を解散することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第60号 磯城郡水道企業団の解散に伴う財産処分については、地方自治法第288条の規定により、磯城郡水道企業団の解散に伴う財産処分について、構成町の協議により定めることについて、同法290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、報告1件についてご説明申し上げます。

報告第4号 令和6年度三宅町一般会計第6回補正予算の専決処分の報告については、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費について、緊急に予算措置を行う必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年10月9日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項3国庫委託金、目1総務委託金では、衆議院議員選挙事務委託金826万5,000円を増額するものでございます。

次に、歳出をご説明いたします。

10、11ページをご覧ください。

款2総務費、項4選挙費、目3衆議院議員選挙費では、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費として、報酬、職員手当等、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金のそれぞれにおいて、計826万5,000円を増額を行ったものでございます。

以上のことから、今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ826万5,000円を増額し、予算総額を50億1,435万2,000円とする補正予算を行ったものでございます。

以上が、今定例会に提出いたしました議案17件、報告1件の提案説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご可決を賜りますようお願い

申し上げ、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

お諮りします。

日程第3、議案第44号 令和6年度三宅町一般会計第7回補正予算についてより日程第19、議案第60号 磯城郡水道企業団の解散に伴う財産処分についてまでの議案17件は、各常任委員会へ付託いたしたいと思います。また、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第44号 令和6年度三宅町一般会計第7回補正予算についてより日程第19、議案第60号 磯城郡水道企業団の解散に伴う財産処分についてまでの議案17件は、各常任委員会へ付託することに決定しました。

日程第20、報告第4号 令和6年度三宅町一般会計第6回補正予算の専決処分の報告についての1件は、地方自治法第180条第2項の規定により、町長の説明がありましたので、これを報告とします。

◎選挙第2号について

○議長（辰巳光則君） 日程第21、選挙第2号 奈良県広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

奈良県広域水道企業団議会議員に私、辰巳光則を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました私、辰巳光則を奈良県広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私、辰巳光則が奈良県広域水道企業団議会議員に当選しました。

ただいま当選しました私、辰巳光則が議場にいますので、会規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎一般質問

○議長(辰巳光則君) 次に、日程第22、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。
今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 久 保 憲 史 君

○議長(辰巳光則君) 2番議員、久保憲史君の一般質問を許します。

2番議員、久保憲史君。

○2番(久保憲史君) ただいま、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

今年度のタクシー補助券の利用状況及び運賃改正による今後の対応について。

現在、三宅町では、交通弱者などへの対策として、運転免許のない65歳以上の高齢者などへタクシー補助券を交付しておりますが、今年度の利用状況はどのようになっているのでしょうか。

また、燃料費の高騰やタクシードライバーの労働条件を改善するため、11月11日より、県内タクシーの初乗り運賃が680円から750円へ値上げされました。今後、三宅町においても、タクシー補助券のサービス内容を見直す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、タクシーを呼んでも予約できない、前日からでも予約できないと聞きます。ドライバー不足は仕方ないですが、町長はどのようにお考えですか、町長の所見をお伺いします。

2つ目といたしまして、式下中学校給食について。

式下中学校では、川西町の生徒は無償化、三宅町の生徒は多子世帯の第2子半額、第3子より下の生徒は全額免除だといいますが、中学生ではほとんどが第1子です。同じ中学校において、給食費の無償化と有償化が混在しております。全国的に無償化の風潮が高まっている中で、この状況は今後、大きな混乱を招くと思われます。この状況をどのようにお考えになりますか。

また、改めて、式下中学校の給食費を川西町にそろえて無償化する考えはありませんか、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 久保議員の一般質問にお答えいたします。

なお、私からはタクシー券の利用状況等のご質問にお答えし、後ほど教育長から、式下中学校の給食費についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、今年度のタクシー補助券の利用状況ですが、10月末までの時点において、申請者数は560人、補助券の利用枚数は6,455枚、当初予算額588万円のうち、執行済み額が322万8,000円となっており、前年度の同時期と比較して、申請者数は9.8%増、利用枚数は39.7%の増となっております。

次に、先日のタクシー初乗り運賃の値上げについては、久保議員が先にお述べのとおり、燃料費や人件費の高騰、タクシードライバーの担い手確保や労働条件の改善のため、本町としてもやむを得ないものであると認識しているところです。

つきましては、前述の事情に加え、利用者の負担軽減の観点からも、変更サービス内容の見直しについて、久保議員ご指摘のとおり前向きに検討を進め、その結果を次の3月議会までにお示ししたいと考えております。

また、タクシーの乗車予約につきましては、本町としても課題として認識しているところであり、利用者がスムーズに乗車いただけるよう、タクシー会社へ協力要請しているところでございますが、久保議員お述べのとおり、慢性的なドライバー不足の問題と相まって、抜本的な解決の糸口は見いだせていないのが現状でございます。

そのため、新たな視点の下、本年4月より解禁となりました日本版ライドシェアの取組についても、全国的な動向の把握と情報収集に努め、本町の地域事業に即した導入の可能性について議論を深めてまいりたいと考えております。

以上で、私からの回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君）　続きまして、式下中学校の給食費についてご質問にお答えします。

議員がご指摘のとおり、同じ中学校の中で給食費が有償の生徒と無償の生徒が混在しているという点におきましては、ゆゆしき状況だと考えます。両町の施策が違ったとはいえ、両町組合教育委員会で協議が不足であったということは大いに反省すべきところであり、今後は組合立という形を取っている以上、どちらの町の施策にも左右されず、両町組合で独自の決定をしていくことが必要だと考えます。

給食無償化についてどう考えるかにつきましては、令和4年9月及び令和5年3月議会における池田議員の一般質問において、令和5年12月議会における松本議員の一般質問において、町長より回答申し上げておりますが、教育委員会といたしましても、現在のところ、次のような考えから、川西町にそろえて無償化にするという予定はないことを確認させていただきます。

日本の学校教育のすばらしさは、全国どこにでも公立の学校が存在し、一定の水準の教育が、どこに住む子供にも保障されているという点です。学校給食という制度もすばらしいと思います。

ただ、給食に関しては、全国100%の学校で実施されているわけではありません。議員が問題提起しておられる中学校に関していえば、82%の実施率で、関西でもいまだ給食はお弁当の学校も多いという実態があります。

現状では、公教育での食費に関しては自己負担が原則であり、各市町村の予算で無償化に踏み切れる試算であっても、市町村独自で無償化に踏み切るのは、本当に持続可能かどうかということを考えても、時期尚早ではないかと思います。

全国で給食実施を100%にすることを前提に、国または都道府県の予算で一律に無償化するのであれば、それについては大いに賛同できると思っております。

以上で回答を終わります。

○議長（辰巳光則君）　再質問、久保議員。

○2番（久保憲史君）　まず、タクシー補助券からですが、昨年度に比べて今年度の利用状況が上がっているとのことですが、その要因はどのようにお考えですか。

○議長（辰巳光則君）　竹谷イノベーション推進部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君）　久保議員の質問のお答えでございますけれども、明確な現状の分析というのは、なかなか困難な状況でございますけれども、一つには、コロナ禍が完全に明けて、町民さんの移動が大幅に増えているということが一つ挙げら

れるというふうに考えております。

それとあと、もう一つ、大きくは、今の現行の補助券サービスを今年度見直させていただきまして、1回の乗車につきまして2回まで利用できるという形に変更させていただいておりますので、そのサービスの変更が大きな増加欲になっているというふうに推察しております。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 久保議員。

○2番（久保憲史君） このたびのタクシーの初乗り運賃の値上げについては、地域の交通機関が維持・継続されていくためには ないと考えます。タクシー事業と利用者のようになくなって適切に対応していきたい。

ライドシェアのことは、お考えはないですかね。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 県内でも、ライドシェアの取組というところは広がっているところがございます。そういったところを情報収集しながら、三宅町においても新たな視点ということで、併せた形を検討、また研究を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 久保議員。

○2番（久保憲史君） その辺はよろしく願いいたします。

給食費に移りまして、無償化できないのであれば、本町の生徒と川西町の生徒の間で不公平感が持たれているので、川西町に働きかけ、有償化にしてもらうことはできないでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） ご存じのとおり、来年度より2年間、組合立式下中学校の管理町が三宅町に移りますので、管理町として給食費の問題については、不公平が出ないよう、川西町に強く働きかけていきたいと思います。

しかしながら、現在の式下中学校の組合立のシステムというのが、昭和以来、2年ごとに管理町を交代するというやり方で、確かに学校運営は共同運営で行ってはいませんが、事務、そして中学校で給食が始まってからは、学校給食費の徴収などは各町に事務が残っています。それは、そもそも組合立の共同の教育委員会事務局が設置されておらず、管理町が2年ごとに替わって事務を代行しているからです。こういったことから、組合事務の見直しも必要ではないかなというふうに考えております。

こういうふうに考えておりますので、両町の協議をこれから進めてまいりたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 久保議員。

○2番（久保憲史君） 組合立システム上、課題はよく分かりました。

確かに給食の問題だけに限らず、組合立の学校である両町の施策の違いから、今回のようなことが起こり得ると考えます。

三宅小学校の建て替えが数年後に迫っております。第3期教育大綱でうたっているように、零歳から15歳まで、幼・小・中の学びの連続性を大切にしたいということを具体的にするのにも、この機会に組合立中学校について見直し、三宅町の子供は三宅町で育てるというお考えはありませんか。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） ありがとうございます。

零歳から15歳までの教育の一貫性を第3期教育大綱でうたっている本町といたしましては、やはり三宅の教育を中学校にも浸透させたいという強い思いがあります。

三宅小学校の建て直しの危機が迫っている中、あくまでも一つの案としてではございますが、この機会に組合立という形を見直し、三宅幼稚園と小・中学校9年間を一緒にした三宅町立義務教育学校を設立するなど、組合立中学校の存続以外にも様々な可能性があるということ視野に入れながら、議論していくことが重要だと考えております。

○議長（辰巳光則君） 久保議員。

○2番（久保憲史君） 分かりました。

川西町の意向もあると思いますので、一つの案として両町でしっかり協議していただき、幼・小・中の一貫した教育が進んでいくことをお願いいたします。

これで一般質問を終わります。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、7番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

7番議員、森内哲也君。

○7番（森内哲也君） ただいま、議長の許可をいただきましたので、発言させていただきます。なお、再質問については、自席で発言させていただけたらと思います。

私のほうからは、3点ほど質問させていただきます。

まず1点目です。

M i i M o の維持管理費について、前回の一般質問で年間5,000万円と言われていたがというタイトルをつけました。

質問です。

前回、6月議会の一般質問の回答で、M i i M o の令和5年度の維持費、交流まちづくりセンター施設管理費と交流まちづくりセンター運営費が、合計約5,000万円ということでした。稼ぐ、あるいはビジネスを考えた場合、経費が5,000万円でも1億円の売上げがあれば、大きな問題はないかなと思います。

しかし、M i i M o の維持費、交流まちづくりセンター施設管理費と交流まちづくりセンターの運営費は、そういうことではないはずです。

例えば、図書室に関していえば、そもそも金銭的な利益を生み出す部門ではありませんので、5,000円の維持管理費、まちづくりセンターの施設管理費と運営費から図書室の維持管理費の分は引きましようなどの判断をされると思います。

このような実際の維持費が幾らで、M i i M o を使った売上目標を幾らに設定する、このような見通しを考えるのは、今はどこの部署、誰が行っているのでしょうか。

また、当初、複合施設ということで、町内に点在する公共施設を一つにすることによって、全体の維持費の圧縮、財政運営の効率化や計画的な維持管理を実現する、そういうことがそもそもの目的であったと思っております。順調に公共施設の維持費は圧縮できそうでしょうかというのが1点目の質問です。

2点目、三宅に来てくださった地域おこし協力隊の皆さんを応援したいと思っておりますけれども、彼らのミッション、使命あるいは役割、任務というような日本語訳かなと思いますけれども、そういったものはどういったものでしょうかというタイトルになります。

これも前回、6月の私の一般質問で、地域おこし協力隊の皆さんについて尋ねさせていただきました。町長のそのときの回答をまとめると、これからつくられるであろう町づくり会社は、地域おこし協力隊のメンバーが中心となって運営されていくものである、私はそのように感じました。

彼らにそんな、なかなか重たいミッションを背負って三宅町に来てくれるのと思うと、ちょっとしんどくないかなと感じてしまいます。

また、一般質問の回答では、チームという言葉を使って、どういうチームを構成するかを考えて地域おこし協力隊の方々を募集した、そのようにも回答されていたと思いますので、そうして集めた人たち、地域おこし協力隊の人たちが、プロジェクトマネジャーとかデザイ

ナー、建築士、ライター、イベントプロデューサーというような能力を持っている方々だと思います。

では、このチームのミッション、使命、任務というのは、どういったことを想定されていますかというのが2点目の質問です。

3点目です。

変わりまして、道路の路面がぼこぼこで歩きにくい歩道があります。車道ではなくて歩道の管理はどうなっていますか、そんなタイトルの質問です。

公が行わなければいけない事業の一つに、公共のインフラの管理があります。町道の管理は、定期的に車道のほうは路面調査を行って、凸凹具合や傾き具合を測定して、修復の計画を立ててくれています。ところが、縁石ブロックで区切られた歩道は、定期的に路面調査をして、修復されるようなことになっているのでしょうか。

公共の交通である駅へ向かう歩道がぼこぼこで、ベビーカーや車椅子での移動が怖い。つえをついて歩くのがぼこぼこなので、こけそうになる、そういった住民さんの声を聞いています。具体的なイメージとしては、石見駅につながる職業訓練校、高等技術専門学校の前の歩道や、逆に東のほうから石見駅につながるテナガを越えた道の歩道をイメージしてください。起債を起こしてでもできる事業だと思われそうですが、いかがでしょうか。

ということで、3点質問させていただきます。

再質問は自席からさせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、Mi i Moの維持費についてのご質問にお答えいたします。

森内議員お述べのとおり、Mi i Moは基本的な公的要素を含め、様々な機能を有する複合施設であるという性質上、維持管理費の基本的な考え方につきましては、さきの9月議会での一般質問でお答えしたとおりでございます。

つまり、ご質問にある図書室を含めた施設全体の維持管理においては、本町が責任を持って下支えし、運営面はこれまでどおり、Mi i Mo運営委員会を通じた公民連携を基点に催事の総量を増やし、関係人口と交流人口の創出につながる取組に努めながら、さらなる利用率の向上を図ってまいりたいと考えている次第でございます。

また、公共施設の複合化による維持管理費の圧縮状況につきましては、Mi i Mo開館以降、直近までの実績を鑑みれば、一定の圧縮効果は見取れるものの、昨今の物価高騰やエ

エネルギー価格高騰等の影響にも配慮しつつ、創意工夫により、維持管理費のさらなる削減に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、地域おこし協力隊についてのご質問にお答えいたします。

森内議員お述べの地域おこし協力隊員のほか、中・高生の居場所づくり、ユースセンターの運営に携わる方1名を含め、現在、計6名の隊員の方々が町内において、それぞれのミッションの下、日々精力的に活動しているところです。

そういった隊員個人の活動と並行して、プロジェクトマネジャーを中心に隊員同士が集まり、毎週定例の意見交換を行ったり、地域住民の方々との交流を図るため、スナックのイベントを開催したりと、ワンチームとして活動していることも本町における地域おこし協力隊の特徴で、町のビジョンである「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン」に沿って、チームの行動指針に、町内にある魅力や可能性を再発掘し、新たな価値をつけて様々なものを創り出すことを掲げています。

この行動指針の下、地域おこし協力隊自らが率先して活動することで、町の魅力や可能性が広く町内外へ伝わり、関係人口や交流人口を新たに創出するとともに、町の未来を身近な自分ごととして捉え、これからの町づくりを担う地域のプレーヤーを1人でも多く増やすことにつながることを期待しております。

続きまして、歩道の管理についてのご質問でございます。

町道歩道部の日常管理については、職員の巡視による段差・陥没箇所の発見・補修や住民の方からの通報により、簡易補修を随時行っているところでございます。また、通学路になっている歩道については、夏季における雑草の刈り取りを重点的に実施し、路面の状況についても確認を行っております。

議員お述べの定期的な路面調査は、車道部において、車載測定機器を利用した路面性状調査として5年間隔で実施しており、令和7年度に実施を計画し、必要となる委託費を当初予算に要求させていただいております。令和6年度におきましては、自治会要望による歩道舗装の改修を、上水道管とガス管の更新工事と合わせ、東屏風地区で実施しているところでございます。

また、石見地区においては、称名寺檀家の皆様にご協力をいただき、道路屈曲部の改良工事を進めており、この工事の完成後には、歩道部を含めた舗装の打ち替えも検討しているところでございます。

なお、議員からいただいております次のご質問にも関連いたしますが、県のヤング・イノ

バージョン・レジデンス等の構想において、本町が担う周辺整備として、県立高等技術専門校前の町道三宅2号線、同校の東南交差点から計画地に向かう町道三宅5号線は、歩道を含めた拡幅整備について事業着手し、用地交渉を進め、1件の家屋移転が完了したところであり、引き続き事業を進捗してまいる所存でございます。

舗装補修工事においては、主に社会資本整備総合交付金を活用し、河川堤防上道路などは、過疎債を財源とした事業を進めているところでございますが、ご質問の歩道部の全面的な舗装打ち替えについても、必要箇所の洗い出しと財源確保を含め、検討すべき課題と認識しているところでございます。

以上で、森内議員の一般質問のお答えとさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

そうしたら、再質問させていただきます。

ちょっと質問していると、何が言いたいかわからんようになってくるんで、先にこういう思いでいますというのを言います。

M i i M o ができて3年目になりますけれども、やはり住民さんが喜んでいただいて、これからも長く使っていけるような、そんな施設になってほしいなという思いがあります。

維持費に関してあまり、とりあえずハード面とソフト面を分けて考えておりまして、基本計画とかにも、大体幾らぐらいハード面にかかるかなというのも金額立てられていて、僕もそれを改めて見させてもらって、それと決算、3年間なんで、やっていますけれども、比較とかしてみたんです。

そのようなことというのは、皆さんのところでやったださっているのですかね。

○議長（辰巳光則君） 検証をやっているかという。

○7番（森内哲也君） そうです。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 予算編成時には、決算額等々見ながら、計画と整合取れているかどうかを精査しながらの予算要求を行っているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） じゃ、どうやったんですか、検討して下さった結果というのは。先ほども、工夫はしますみたいな回答でありましたけれども、どのような検証されましたか。検証結果というんですかね。

○議長（辰巳光則君） 結果を捉えて、それに基づいて当初予算を立てているけれども、その内容をもうちょっと具体的にということでもいいですか。

○7番（森内哲也君） はい。すみません、分かりにくくて。

○議長（辰巳光則君） 竹谷みやけイノベーション推進部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 具体的にといいますか、先ほど町長からも申し上げましたとおり、その都度、予算編成方針に基づいて、削減できる歳出的な部分で、検討というのはさせていただいてまして、その都度、削減できる歳出部分につきましては、削減努力をさせていただいているというような形になります。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 決算も出ていますんで、ある程度かかっているお金って分かると思うんです。

この複合施設整備計画、こちらのほうを見ますと、規模ですね、この役場の庁舎の規模、今かかっている維持管理費だと年間1,300万円ぐらい、あざさ苑でかかっている経費をメインに算出すると、1年間で1,800万円ぐらいの建物の維持管理費がかかるであろうというふうに、こちらの計画をつくったときには書かれております。

その費用と当然、運営していてかかった費用って比べられますよね。それに比べて、令和3年、4年、5年というのは多いんか少ないんかみたいな検証は、当然されていると思うんですけれども、その辺はどう考えてますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ここで一度整理させていただきたいんですけれども、計画によるところの今、森内議員がおっしゃったところというのは、ハード面、例えば建物修繕であるとか、様々なところだと思います。

運営のところ、さっきの一般質問でお答えさせてもらった部分には、運営に係る人件費等々のそういったところも、役場として、運営には必ず必要な部分というところで、それを担うというところで、額をお話しさせていただいたという経緯でございます。

建物自身の修繕管理に関しては、今のところ、建物が新しいというところもありますので、計画より費用はかかっていないものと思いますけれども、そういったところの両方を合わせた総額ベースでお答えをさせていただいたというところで、単純比較ではないということでご認識いただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） おっしゃったように、してくださっているんやろうなと思います。1年目では、いろいろ買ったり、何かしたりしないといけないんで、3,000万ぐらい施設管理費、当初計画になされている建物維持費というのよりは超えているんですけども、実際、本格的に運営し出した令和4年、5年というのは、1,200万、1,300万という形で、ハード面のほうは計画立てられたとおりの、大体金額なのかなと思っています。となると、ソフトのほうの費用はどうしていくねんという話になってきます。

なので、この辺は新しい、ハードの部分は置いておいて、ソフトの面を見直したりしないといけないのかみたいな話に、当然なってくるかなとは思っているんですけども、何回も同じような話をしているかも分かりません、その辺も混ぜこぜに考えているのか、分けて考えているのかみたいな。

町長の回答は、混ぜての費用を言いましたよということですけども、運営するに当たっては、やはりハードとソフトを分ける必要があるとは思うんですけども、そのあたりは、誰がリーダーになって考えておられるのかな、どうなのかなというところも気になってはおりますけれども、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

例えば、地域おこし協力隊の費用もここで増えているというところで、財源を取りながらの政策的なところの付与というところを1点、それは長として考えながら、ただし、町だけではなく、そこは運営協議会であったり、地域おこし協力隊の方々と対話を重ねながら、今、運営協議会主体で、どういった方向性で、どういったことをやっていくかという中身については、そこで議論していただいているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 何かまたふわっとなってくるんで、ちゃんと考えておいてくださいよみたいな話に、しょうもない結論なのかなと思います。

運営に関しては、地域おこし協力隊の方々も、前回の一般質問で町づくり会社みたいなもの、そのイメージでいいんですか。それとも、運営協議会という言葉も出てきましたけれども、運営協議会というのと町づくり会社みたいなものができたらいいよねというようなことも計画に入っていたと思うんですけども、その辺は別個の考えなんですか。それとも、町づくり会社みたいなものに運営も任せてと考える、同じ仕組みの中に入れて考えていいものかどうかというのは、どうでしょうね。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 以前、その点においては、川鯨議員からの一般質問でもお答えさせていただいたと思いますけれども、そこは町づくり会社に運営委託をするという考え方ではないということで認識をしていただいて、以前の回答と一緒にございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 別やということですか。ということは、運営協議会、Mi i Moがメインに運営はされる。すると、町づくり会社みたいなものは、担うかもしれへんし、担わへんかもしれんみたいな、そういうぼやっとしたものなんですか、それとも別なんでしょうか。担うかも分からんし、担わんかも分からんみたいな、どういう回答になるんですか、そこら辺は。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今のところ、別で考えているというところでございます。前の回答で変わっていませんので、別で考えています。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） そうすると、会社のほうの進捗、町づくり会社はどうなっていますかとか、運営委員会の運営どうなっていますかというのは、当然別の質問になってきますよね。

ちょっと、ここばかり質問していても仕方がないと思うんで、次いきますけれども、運営に関しては、地域おこし協力隊の方も運営に参加される、町づくり会社のほうにも参加されるみたいな、そこはイメージなんですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 事業の連動性というところがございますので、そういったところで、連携という部分ではしていくというところで認識いただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） どちらにも関わりはるよみたいなことですよね。

地域おこし協力隊の方のほうに移りますけれども、これのほうも、せっかく地域おこし協力隊という制度を利用してではありますけれども、三宅に来てくださって、三宅に住んでくださっているということなので、制度の期間3年切れたら、今度はほかへ行きますわというのは、あまりにも寂しいと思っています。

できれば三宅に住んでもらって、いろいろ活躍、どういう活躍かはちょっとあれですけども、してもらえるとありがたいな、応援できることがあれば応援したいというような、そ

ういう思いでのことなんですけれども、それぞれのミッションを持ってこられていたと思います。

地域おこし協力隊の募集要項、動画とかがあったんで、それを見ると、それぞれのミッション、こんなことしてほしい、こんな才能を持ってきてほしいと、そのたびごとに募集要項みたいのは違っていたんですか。僕、ずっと一緒のイメージがあったんですけれども、そのあたりはどうですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 要項というより、役職というかスキルのところは、それぞれ違うスキルを募集していますので、そういった部分では当然、目的というかミッションに関してはぶれがないんですけれども、持っているスキルの違いで、募集要項で求めるべき能力というところが変わっているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） こういう能力が欲しいという能力のところに、これこれこれというのがあって、一つの募集要項みたいになっていたというようなイメージですよ、そうしたら。

何でこんなこと聞くかという、前回の質問で、やっとチームがそろって頑張ってもらえるみたいなことをおっしゃっていたんで、個人で持っているミッションと、やらなあかんことですね、能力とか。そういうのにおける使命、ミッションが違うんだと思っていて、非常にチームとしては重たいミッションやなと思っているんで、そういったものが課せられて来てくれているのかな、僕は自由に活動してもらったほうがいいものができるんじゃないかなという思いがあるので、何か重荷を背負わされているという言い方はあまりよくないですけれども、そういったあれで来てくれはったのはどうなのかなというところが気にはなっているんですけれども、いかがですか。チームとしてのミッションというそこは。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） もちろんチーム採用していますので、一つの目標の下に、プロジェクトマネジャー等々で、三宅町のこれから進めていく町づくりにおいて、どういった能力が必要かというところ、要件提示をさせていただいて、そもそもこういった方向で進んでいくのに力を貸してくれませんかという前提が、森内議員が重過ぎるんじゃないかというようなミッションを僕たちは提示をしながら、それに共感して来ていただいているというところがございまして、さらにプラスアルファ、自分たちのスキルをさらに地域で生かすことができないかというところで、主題としては、チームとしての目標達成に共感をいただいて来てい

ただいていると。

複合的には、自分たちのスキルを生かした地域貢献というところを個々としてできないかというところで、二本立てで皆さん共感しながら、動いていただいているというところが現状でございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 僕、前回の町長の回答を聞いたら、町づくり会社を立ち上げるのにチームの力を発揮するみたいな感じに受け取ってしまったんで、彼らが町づくり会社をつくらなあかんというミッションは別にないという回答でいいんですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） そもそも町づくり会社をつくっていかなければいけないというところで、政策的にはつくっていきたいというところで、議会の皆様方とも対話を重ねているところでございます。

どういった手法がいいのかというところの一つの方法としては、彼らが立ち上げるというところもございますし、役場と連携して立ち上げるというところもございます。様々な手法があると思いますので、そこは今、地域おこし協力隊の皆様とも対話をしながら、どの方法が目的達成に、早くできるような手法になるかというところは検討中でございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） 今のは、彼らにそういう町づくり会社を立ち上げるというミッション、明確なことはないけれども、関係持ってほしいなみたいな、そういう回答として受け取りました。

町づくり会社というのがそもそも立ち上がるのと、Mi i Moの運営委員会とは別やという話なんで、また今ここで、うまく運営してくださって、町民の皆さんがMi i Moあってよかったわ、これからも維持費、人件費かかっているけれども、どんどんそのまま行政として運営してください、管理してくださいというふうになればいいと思っているんですけども、そういうことは、Mi i Moの運営に少しちょっと意見がありますよとかということは、運営委員会のほうの仕組みとかやり方とか、そういうことの問題であるという理解をしましたけれども、そうでしたね、多分、今までの流れからいうと。

そういった声とかは、どうしていったらいいんですかね。誰に言ったらいいのかなとかみたいなのはどうですか。運営こうしてしてほしい、運営に関する要望とかは。

あまり運営委員会が見えてこないというので、Mi i Moはなっちはいます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 過去それぞれ使用している方々から、例えばですけれども、どういうところは自転車通っていいよ、駄目だ、危険なところがあるというご意見等々が上がってきて、そういったところも運営委員会の中で対話をされて、新たなルールづくりやったり、スケボーも含めて、いろんな形で使用されている方が、窓口等々、また運営委員会の知り合いがいらっしゃる方は、そこに向けて等々で、基本的には窓口の職員さんに、こういったことでどうだろうというようなご提案があった中で、運営委員会の中で上がってきたご意見というのは吸い上げて、議論させていただいているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） すみません、ちょっとM i i M oの流れは置いておきます。

何か、こんなふうに運営していますよ、こんなことって面白そうですねというのが、見えてくればいいのかという気はしております。今、入口にシールみたいな貼ってくださって、M i i M oで何したいとかとありますけれどもね。

すみません、ちょっとまたいろいろ変わります。歩道のほうに移らせていただきます。

歩道部分の点検、私が気になっていたり住民さんから声をいただいたのは、縁石で歩道のほうには、点検の車が5年に1回走っているというのは教えてもらって知っていました。すごい選挙カーみたいなのろのろ運転かなと思ったら、割と普通にすーっと走るだけでぼこぼこ度が分かって出てくるという話も聞いているんで、そんな点検しているのかというのは、住民さん、気づかん人は気づかんと思いをながらいます。

歩道のほうは、やはりそういった機械的な調査って入れないと思うんで、お聞きしている限りは目視だとか、自治会からの声が上がるとかいうのがないと、動きにくいなみたいな感じに受け取ったんですけれども、そのあたりは、そういう実態だということによろしいんですかね。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） 歩道の点検に関しましては、ただいま町長が回答いたしましたとおり、我々職員のほうで目視、点検をさせてもらっています。

必要な場所につきましては、レミファルト、簡易補修剤でしながらなんですけれども、おっしゃるように連続して補修の必要な箇所につきましては、今後予算のほうを確保しながら、修理のほうに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） なかなか僕も、住民さんからの声を聞いて、こけそうになんねん、つえついていたらみたいな話を聞いて、そーいやあ子供をベビーカーに乗せたら起きて、抱っこして、がたがたと言いながら歩いていたなというのを思い出したんです。

そういうのって目視、それこそベビーカー押して点検しようとか、車椅子に乗って点検しようかみたいなことじゃないと、しんどいかなという気はしております。普通に歩いたら、あんまり気のつかない視点なのかなと思いますんで、今後そういったところも頭に入れていただけたらなと思います。

起債を上げて、借金つくってどうのこうのするとかいうような整備の仕方ができるのかというところと、歩道なんで幅が小さいんで、何か専用の機械みたいなものがあるんか、それとも手作業で固めてやるんかみたいなところで、ちょっと車道の部分と工事の仕方とか変わってくるのかなと思うんですけれども、そのあたりに対してとかはいかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（岡橋正識君） おっしゃるように、歩道部につきましては、直近のほうは広くても2.5メートルぐらいになっています。もちろん、町道2号線の場所になると、公園的な整備をしているところもあるんですけれども、基本的に工法といたしましては、車道部と歩道部は舗装構成が違います。当然機械のほうも、それに合わせた小型機械なり、人力施工になるんですけれども、言われています過疎債の活用なんですけれども、町単独事業の舗装補修事業を過疎債のほうで財源を充てさせていただいて、今、飛鳥川の堤防ですとか曾我川の堤防上の道路、かなり傷んでおりましたので、鋭意整備を進めております。

この事業のほうも、来年ぐらいで全て終了するという予定でございますので、議員ご指摘の石見の駅から橋までの歩道でありますとか、高等技術専門校前の歩道につきましては、大和平野中央プロジェクトの関係で、東西の整備もさせていただきます。プロジェクト用地に向かつての南側の道路については、現在5.5メートル程度の元農道の道路なんですけれども、ここも2.5メートルの歩道整備というのを考えておりますので、新設整備の部分と既存の独立した歩道の整備につきまして、併せて考えていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

ぜひ町の事業として、先ほどMi i Moの質問とか、地域おこし協力隊の質問とか、あとスタートアップとか、いろいろとチャレンジングなこともされているんですけれども、将来的にどういったふうになるのか、うまくいくのかいかへんのかというのは、なかなかチャレ

ンジなので、それこそ失敗してもいいよみたいなふうに町長は掲げておられますんで、それがうまくいくかどうか分からない一方、歩道とか道路の整備というのは、してくだされば、目に見えて、ここきれいになったな、歩きやすくなったな、つえで歩くのも楽になったよみたいな見えてくるものでありますので、そういったところにもぜひ力を注いでいただいて、三宅町がよくなって、声がもっと上がってくるようなことを検討いただければと思います。ということで締めさせていただきます。

町長、よかったらコメント下さい。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ご意見ありがとうございます。

本当に三宅町、インフラの整備、修繕というところ、ほったらかしになって、40年来打ち替えがなかったところを、私が就任してから、そっちのほうの予算というところを確保することで、例えば東屏風のおおろぎ橋まで行くところ、あそこはすごく課題が多くて、町外の舗装になりましたけれども、川西町とも連携をしながら、結崎に抜けるところの舗装であったり、例えば、先ほども部長からもありましたけれども、曾我川、飛鳥川というところの河川のところも、非常にぼこぼこしている道を今、過疎債を活用しながらやっているんですけども、併せて下り口、自転車の方々とか、本当に、先ほどつえの方々、下り口のところの傷みも非常に激しかったので、そういったところもさせていただくようになっています。

そういったところで総延長を増やししながら、限られた財源ですけれども、起債も含めて、起債も町だけの単独ではなくて、財源措置のある有利な起債というところをしっかりと取りながら、延長というところを増やしていく。ただし優先度が、やはり車道であったり歩道部というところで、全然できていない部分がありますので、そういった部分を状況に応じて優先度を定めながら、させていただきたいと思いますし、役場行政だけでなかなか把握できないところもございます。そこは自治会長の皆様や議員の皆様からも、こういった場所の危険箇所があるというところ、住民さんからもベビーカーの視点であったり、我々がない視点も含めて、ご意見をこれからも賜っていければというふうに思っていますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時5分からいたします。

（午前10時54分）

○議長（辰巳光則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時04分）

◇ 梅 本 睦 男 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、1番議員、梅本睦男君の質問を許します。

1番議員、梅本睦男君。

○1番（梅本睦男君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

3つさせていただきます。

三宅ローカルスタートアップについて。

三宅ローカルスタートアップ事業が2期目を迎え、キックオフイベントが行われました。

三宅町また住民のための事業になっていないと、附帯決議付の可決の事業であり、内容の変更もあったと思います。どのように変更されたかをご説明ください。

三宅町の地域課題解決に興味のある方が何名受講され、そのうち、三宅町在住の方は何名おられましたか。

2つ目、ヤング・イノベーションについて。

基本方針、次世代を担う学生と企業の町を目指し、若者が生活しながら成長できるヤング・イノベーション・レジデンス及び町のコンセプトに賛同する研究や新産業にチャレンジする企業の誘致を進めることが打ち出されました。

2030年のオープンを予定し、現在、文化財調査が行われています。この事業によって、三宅町が成長・変革ができるチャンスと思うのですが、2030年までに三宅町として受け入れるために、何が必要だと思われますか。

3つ目、マラソン大会について。

昨年度とは違い、三宅在住の小・中学生は参加費無料に、高校生以上も半額にさせていただきました。また、100メートルの部も新設していただき、健康促進の面でも、マラソンマンにとってもやりがいのある大会になったと思います。

みやけマラソン2025年の参加状況についてお伺いします。

600名を目標とされていますが、現状の参加者、申込人数と、そのうち三宅町の方は何名ですか。通年どおり、参加者の方に豚汁が振る舞われると思うのですが、2月、寒くなることも予想されますが、付添い、応援の方へのおもてなしは何か考えておられますか。

以上になります。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 梅本議員の一般質問にお答えいたします。

なお、私からは、三宅町ローカルスタートアップ事業についてとヤング・イノベーション・レジデンスについてのご質問にお答えし、後ほど教育長から、マラソン大会についてのご質問にお答えさせていただきます。

それでは、まず、三宅町ローカルスタートアップ事業についてのご質問にお答えいたします。

さきの6月議会において、今年度の予算をご可決いただきましたローカルスタートアップ事業につきましては、附帯決議の内容を厳粛に受け止め、事業実施に先立っては相応の時間をかけ、事業内容の精査に努めてまいりました。具体的には、持続可能な農業の推進や空き家の利活用など、本町の喫緊の課題の解決に資するテーマに絞った上で、広く受講者を募集いたしました。

また、早期から起業への興味・関心と意識醸成のため、町内の小・中学生を対象とした起業体験講座を新たに開設いたしました。その他、町内に根差した新たなビジネス創出を積極的に後押しするため、昨年度の本事業の受講者を対象に、マンツーマンによるきめ細やかな伴走支援体制を構築いたしました。

これらの事業内容を踏まえ、今年度の事業を開始したところ、起業家育成講座には県外より計6名の申込みがあり、それぞれの方と面談の結果、持続可能な農業の推進で2名、空き家の利活用で1名、計3名の方を受講生として決定いたしました。

なお、小・中学生向けの起業体験講座につきましては、来年の春休み期間を利用した連続講座の開催を予定しており、教育委員会や小・中学校と連携を図りながら、受講生の確保に努めてまいります。

今後、来年3月までをめぐりに本事業を進めてまいります。進捗状況等の情報発信に心がけつつ、昨年度事業の効果検証につきましては、別途、地方創生推進委員会においてもご審議いただく予定であり、その結果を公にお示ししたいと考えております。

続きまして、ヤング・イノベーション・レジデンスについてのご質問にお答えいたします。

去年6月議会においても一般質問のございましたヤング・イノベーション・レジデンスにつきましては、梅本議員も既にご承知のことと拝察いたしますが、先般、様々な技術やノウハウ、知見等を有する県内外の産官学民のプレーヤーが一堂に会するコミュニティが形成され、これをヤング・イノベーション・プロセスとして機能させながら、現在、具体、ハード

整備に係る基本構想の策定が進められているところでございます。

本町といたしましても、このコミュニティには当初より参画し、本年6月に本町が開催いたしましたタウンミーティングにご参加いただきました皆様から頂戴いたしましたご意見やご要望等をつぶさにお伝えする等、県との連携体制を密にし、情報交換等に努めているところでございます。

また、2030年の新たな町開きに向け、早期から地域の機運を醸成するため、9月には高校・大学生を対象としたサマースクールを交流まちづくりセンターM i i M oにおいて、県と共同開催いたしました。その中で、本町の抱える地域課題をテーマに、終日熱心に議論いただき、学生ならではの斬新なアイデアを基に解決策を提案していただくなど、非常に有意義な2日間となりました。

このほか、県のハード整備の周辺地域におけるインフラ整備においても、本町単独で鋭意取り組んでいるところでございます。

このように、本町も県と連携して主体的な関わりを持ち、地域住民の皆様の声にも丁寧に耳を傾けながら、新たな町づくりに取り組んでいくことが非常に重要なものと認識しており、引き続き本町のビジョン・ミッション・バリューの対外的な発信を通じた町のブランディングや、本町独自の政策であるローカルスタートアップ事業の実施等を通じ、次世代を担う学生や個人起業家、スタートアップ等、民間企業が参画しやすい風土や土壌づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 続きまして、私から、マラソン大会についてのご質問にお答えいたします。

来年2月16日に、三宅小学校東門前をスタートし、役場文化ホール前をゴール会場として開催いたしますみやけマラソン2025に強い関心を持っていただき、また、実施に向けてご協力いただいていることに感謝申し上げます。

みやけマラソン2025は、これまでの町内健康マラソンの意義を残しつつ、町外の市民ランナーにとっても挑戦意欲が湧く10キロマラソンという部を設定することで、これを機会に町外・県外の人々に三宅町のことを知っていただきたいというのが開催目的です。

11月末現在、参加申込みは、1.5キロ、3キロ、10キロのマラソンは110名、うち町内ランナーは33名、ファミリーランは60名、うち町内ランナーは19名となっており、現在、参加総

数は170名となっています。まだ1か月の申込期間がございますが、恐らく多くとも、参加総数300名規模の大会になるものと予想しております。

参加人数は、600名をもともと目標と掲げておりますが、これは会場となる役場周辺の状況、三宅小学校グラウンドの広さ、走路の幅、またスタッフの人数などを鑑み、これ以上の受入れは不可能だと考えている数字であって、最も大事にしなければならないランナーの安全を考慮するならば、参加人数はできるだけ少ないほうがよいと考えております。

しかし、大会を盛り上げることを考えるともう少し参加していただきたいところであり、引き続きPRを進めてまいります。議員におかれましても、お知り合い等、お声かけいただけると幸いです。

ランナーに対するおもてなしとして、今回も婦人会のご厚意により、豚汁提供を予定しておりますが、調理する量を確定するためには、参加ランナーの数を目安といたしますし、スタッフの数から考えても、付添い、応援の皆様の方まで賄うというのは、到底できることではございません。そのため、役場前広場にはキッチンカー数台に会場していただきますので、そちらをご利用いただきたいと思います。

私は先日、第31回やまぞえ布目ハーフマラソンに参加させていただきましたが、残念ながら山添村では、今回が最終回となってしまいました。いろいろお聞きしますと、村を挙げて運営に当たっても人手が不足していること、交通規制が難しくなっていること、高額な費用がかかる割には収益が少ないことなど、やはり運営がかなり厳しかったとのこと。来年度以降、村民健康マラソンに切り替えていくために、クラウドファンディングを始められるとのことでした。

みやけマラソン2025は、何とか現在の形で、盛大かつ無事終わることを目標にしたいと思っておりますが、今後は開催時期や運営方法については、見直しも必要になってくることと思っておりますので、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

以上で回答を終わります。

○議長（辰巳光則君） 再質問。

梅本議員。

○1番（梅本睦男君） ありがとうございます。

ローカルスタートアップについて再質問させていただきます。

附帯決議文の中に、三宅町のメリットが出るよう事業自体の工夫を行うことということがあります。その中で、農業と空き家に絞っていただき、募集をかけていただいたんだと思い

ます。その中で、今ご説明あったように、農業2名、空き家1名の参加ということなんですけれども、それを傍聴しに来られたというのは、何名おられたのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 多分それは、傍聴ってないよね。

竹谷みやけイノベーション推進部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 梅本議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問いただいて、恐らく10月に開催させていただきました、今年度のローカルスタートアップ事業のキックオフのイベントのことをおっしゃっていただいているのかなというふうに拝察いたしますが、当日なんですけれども、一般参加者のほうは22名のご参加いただいております、そのうち町内のほうからは、計3名の方にご参加いただいているような形になっております。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） 三宅町に沿った事業募集をしていただき、農業の方、また空き家の方を中心に募集かけていただいたのであれば、傍聴ないし、そこを聞きに来ていただく方なんかは、三宅町で農業を営んでおられる方や、そういう方にまずお声かけをして、共にそういう受講して機運を上げていくという方法というのが、一番僕はベストじゃないかなと思うんですが、そういう方にお声かけはされなかったのでしょうか。それとも、興味がなかったのて来られなかったのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷みやけイノベーション推進部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 告知のほうは、商工会さん等のほうのご協力もいただきまして、町内幅広くお声かけさせていただいたところなんですけれども、ちょっと残念ながら、平日の昼間に開催させていただいたということもございまして、なかなか我々が思うような町内の参加者の方には来ていただけなかったというのが現状かと思えます。

ただ、現在、11月以降に実際、起業家育成講座のほうも開始している中で、受講者の方と、例えば地域の農業者の方にコミュニケーション取っていただいて、現状の把握から課題に思っておられることなど、割と密に連携を取っていただきながら、今、課題解決に向けたビジネスソリューションの検討というのも進めさせていただいているところでございますので、引き続きその取組というのも、3月末まで行っていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1 番（梅本睦男君） やはり今おっしゃっていただいたみたいに、三宅町でいろんなことを営んでおられる方を中心に、そのサポート、今、新しくやろうとしておられる方に賛同していただいて、三宅町がより発展するような形での動きが必要なのではないかなと思いますので、今後、それもよろしくお願いします。

あと、附帯決議にもう一つ書かれているんですけども、これまでの事業実施の効果検証とともに、事業の実施内容や実施経緯を適宜議会に報告することとありますが、今回のセカンドステージをやられるに当たって、町長の話でも最初の説明でもありましたように、厳粛に受け止めていただいて、相応の時間をかけ、今回のセカンドステージを決めていただいたということですが、今、附帯決議にあったように、議会のほうに何の報告もなかったのはどういうことなのでしょう。本当に重きを置いていただいて附帯決議をさせていただいているのか、時間は十分あったと思いますけれども、報告がなかった意図を教えてください。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 報告会というか、今後、新しく今年、先ほど部長からも回答ありましたけれども、様々行う事業についての日程等々、内容については都度ご報告をさせていただいて、川鯨議員からも、日程が合わないので参加できないとかいうご意見もいただいたりしているんですけども、またどういったところまでの報告というところは、私ども、認識がずれているところもあったかも分かりませんので、そのところに関しましてはおわびをさせていただきたいと思いますけれども、シンポジウム等々で今年の見直し等の、議会からいただいたご意見で、こういうふうに考えていますというところも発表させていただいたところでございましたので、そういったところの公の場で、皆さんからのご意見いただいて、こういう思いで見直しましたという経緯も報告させていただいたというところで、もちろんさせていただいたつもりですけれども、その認識の差があったというところでは、本当に申し訳ないというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1 番（梅本睦男君） 報告がありましたですか、附帯決議があってから。そういう場を設けていただいたということは、僕のほうでは認識はないんですが、今、報告をしたというふうにおっしゃっていましたが、そういう報告はありましたでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 多分そこについては、まだ、農業と空き家でいきますと。今、初めてやったばかりなんで、1回目、キックオフのやつが終わったんで、その報告がまだないという感じやと、まだこれからやと思います。

○1 番（梅本睦男君） 1 回目の報告がないということなんです。だけれども、附帯決議という形なので、三宅町にとってメリットのある事業であるということは認識の中、だけれども、内容がおかしいから附帯決議がついた。結局、内容をもう一回精査して、考え直してからやりましょうよということで、附帯がついているはずなんです、それがあつたんで、議会に内容を報告することという文面が載っているんだと思うんです。だけれどもそれを、報告がない状態で2 期目をやるとなれば、また同じこと、何でこういうことせなあかんのですかということと言わなならんじゃないですか。そういうことのないように、議会にちゃんと報告してから、次の段階はステップ踏みましょうねということだと、僕はそういうふうに認識しているんですが、違いましたでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） そこは議会との役割の話になるかなというところでございます。

附帯決議で予算をお認めいただいた。やってもいいよ、ただしここには気をつけなさいということで、やることに関しては進めてもいいよというところで、議決をいただいたというふうに考えているところです。

ただし、おっしゃるように、やっていく中の内容については、自分たちの附帯でつけた意見というのを尊重されているかどうかというチェックは、必ずしていただかないといけないというふうに思っていますので、そういったところの事業の報告というところでは、最終的にこの事業というところは、附帯に沿って事業構築されたかであったり、進捗について、そういったところがしっかり守られているかどうかというところは報告したり、意見交換をする必要というところがあるというふうに認識をしているところでございますので、まず進めていくのは進めていきますけれども、それをしっかりと自分たちの意見が反映されているかどうかというところのディスカッションは、今後とも重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1 番（梅本睦男君） ちょっとよく分からないので、あれなんですけれども、基本的には、そういうことに対しては事後報告になるということになるんでしょうか。進めていったことに対して、こうですという形になるんですかね。

結局、内容がおかしいから、もう一回話し合いをしましょう、もう一回考えてくださいねというものを提示していただいて、それでオーケー、いいよねと、共に議会も、両方でいいよねという形で進めるのではなくて、そちらサイドで進めていただいたものに対して、議会が

事後報告の下、まだ違うよとかという形を言わないといけないということですか。

ちょっとごめんなさい、僕、理解ができないので、質問させていただきます。

○議長（辰巳光則君） 一遍休憩しますか。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 予算の議決権と執行権というのがございます。執行権は行政にございますので、事業のそのところに関する議決権というのは議会の権限でございますので、そこを一度通っているというところがございます。

ただし、報告であつたり事業進捗のやり方というところのコミュニケーションは、どういった形でやるかというところをしっかりと、そこは議会とも詰めながら、していくというところが必要であるというふうに思っています。

例えばM i i M o のときであれば、特別委員会等々が立ち上がって、進捗のたびにそういった報告の場というところを設定されたり等々ございましたので、そういったところもまた、立ち上げるのが正解かどうか分かりませんが、そういった意見交換の場というところは、今後ともしていく必要があるというふうには考えております。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1 番（梅本睦男君） 意見交換ということなので、意見交換をし合って、結果を出さないと意味がないのかな。町長のおっしゃっておられる対話、チャレンジ、失敗というのは、まずその検証をやってから、いろんなことをやることに意義があるのかなと私は思います。決議権とかというのはあるんでしょうけれども、そうではなく、話し合いがまず大前提に来るのかなというふうには思わせてもらいますので、またその辺のところは、僕のほうも一生懸命勉強させていただいて、またお話しさせていただきます。

次、ヤング・イノベーションなんですけれども、この事業におきましては、大体町のほうで150名、研究機関、企業さんで何名になるか分からないんですが、50名から100名ぐらい、大体350名ぐらいが三宅町に通われる、またはそこに生活をされるという形になるかと思うんですけれども、その中で、そういう方々を三宅町に受け入れるインフラ整備というのは、町長としては大きなビジョンといいますか、構想というのは、こういう方が来られるんだつたら、三宅町はこうなっておかないといけないよねということはあるのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） それは、ビジョン・ミッション・バリューでお示しているところでございます。これを町の文化としていくことが必要であるというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1 番（梅本睦男君） 文化とは何なんですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 当たり前の考え方、全員が共通したチャレンジを応援しながら、失敗も認め合いながら、学びながら、対話をしっかりと重ねていくというような、そういった開かれた町というところを、皆さん一人一人が理解し、それぞれの理解というところはございますけれども、それぞれを理解をしながら、皆さん共通の目標、「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン」ということで、自分らしい選択や挑戦ができるウェルビーイングの高い暮らしというところを目指してやっていく。

そのためには役場として、住民さんも当てはまるかなというふうに最近は思っているんですけども、自分たちでまずチャレンジをしながら、それを応援する役場になっていく。そして、それを一緒に新たな価値をつくりながら、共に成長を続けていくということを実現していくということが、これからの2030年に対する受入れの必要なところの大きなビジョンの考え方かなというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 多分、町長、その施設ができることによって、いろんな人間が入ってくるから、具体的にインフラとしての、どういう施設とかどういうものがあつたらいいというのを今の段階でお考えですかというような感じだから、文化と言われると、ちょっと分からへんかったんかなというのを推測しますけれども。

町長。

○町長（森田浩司君） インフラにおいては、先ほどの一般質問でもありましたけれども、まずは2030年まで2号線、5号線の整備というところは、喫緊の課題であるというふうに思っています。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1 番（梅本睦男君） 先ほども説明でありましたように、道の整備というのは当然大事なことで、一番最初にしなきゃいけないことだと思いますけれども、今、三宅町の中に結局、寮というものを選んでいただいた、これは僕の勝手な推測ですけども、理由としては、やっぱり石見駅、また近隣の黒田駅、但馬駅、この3つの駅があり、近くには三宅インターという利便性のものが、やっぱり三宅町には存在する。そこの利便性のものを100%活用しないと、今のこの300名の方々というのが生活圏の中に入ってきていただけない。立ち寄るところもなければ何もない。駅も、じゃ俵持って、そのまま行きはるんですかと。

そこまでに、たった6年しかないんです。30年じゃ5年しかないんですよ。ほんなら、その中で、ここでこういうものを建てていきたいとか、三宅インターをこういうふうにして人をそこに寄せないというような形の具体案がないことには、基本的に三宅町というのは、皆さんが喜んでいただいているような町にならないのじゃないかな。

ビジョンであったり、いろんな道の整備というのは当然大事だと思いますけれども、そういう具体的なもので皆さんの機運を上げていって、ここでこういうことができるのであればやろうという形であれば、今の一番最初のスタートアップの人も、いろんな形で変わってくるかも分かりませんが、何も今ない町の中に、さあ何が来るんでしようという形になればいけないので、ちょっとそういう質問を、町長として三宅町を、結局今の、石見のところも道がきれいになるのであれば、じゃそこをきれいにした道のところに何をしたいんだ、インターのところに何をしたいんだというものがないと、人って集まってくれないんじゃないですかねという質問をさせていただいています。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 質問の意図がようやく理解できました。ありがとうございます。

1号線に関しましては、インター周辺というところも、もちろんおっしゃるとおりのところで選ばれたところだというふうに認識をしています。そのために、町としては今、1号線の三河区間というところを、橋の架け替えも含めて整備を進めているところです。

その中でも2車線化というところで、24号線と連続しながら、インターまでの町としての整備というところ、今のグアンでありましたら、今の橋の容量でありましたら、本当に大型車両が増えていますけれども、なかなか荷重であったりというところがない中で、そこまで、町としても汗をかいて1号線拡幅をしていくというところと、インターから西に関しては、県として、今、大和中央道の延伸というところがございます。こちらはインターまで、生駒から4車線の道路が入ってくると。

このインター周辺の道路整備が、今現状、少しずつ見えてきている中で、企業からの引き合い等々もございますし、伴堂地区でのドラッグストアの出店等というところもお聞きをしているところで、流れとしては、そういったところの三宅町における民間の設備投資というところが、少しずつ入ってきているというところが現状でございます。

しかしながら、課題としてあるのは、企業からの引き合いがあっても開発ができない、地区計画を張らないとできない。用途変更というところで、卵が先か鶏が先かの議論になりますけれども、そういったところのご意見等々をいただいているところでございます。

町として大きなビジョンとして、やはり道路整備をにらみながらの市街化編入というところの用途の区分の変更というところをしっかりとしていくことで、企業からのニーズであったり、そこでの出店の可能性というところをエリアを絞りながら、町のマスタープランがございすけれども、そのマスタープランに基づく土地利用の在り方というところの用途の市街化編入等々も、県とも協議をしながら進めていきたいというふうに、大きなところの民間誘致であるというところでは、そういったところを視野に入れながら、考えているところでもございす。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1番（梅本睦男君） 僕、まだまだ勉強不足で、難しいことはなかなか分からないんですけれども、本当に今おっしゃっていただいたように、しっかりと誘致していただいて、町に少しでも人が集まれる場所というのを、いち早く進めていかないといけないのかなというふうに思います。

そこを考えたときに、あと5年から6年という一つの流れですけれども、今回知事が替わられて、また新しく、大学から寮に変更されましたけれども、今、具体案がまだまだ大きく出ておりません。その中で、もしの話をするんですけれども、また上のほうで大きく替わられて、今の寮の話が頓挫するようなことがあったとき、4年、5年の話ですから、町長はそのときに三宅町として、今のあの土地をどういうふうにしていくんだということを、県のほうとかそういうところに、お考えになっているようなことというのは、今は糸口としてあるんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 県の事業でございす。そのためにも今、県としっかりと進めていくというところがございす。

ただ、おっしゃるような懸念点というのは、住民さんの方々からお聞きをしているところでございすし、ただ県のほうも、県知事のほうも2030で区切られたというところで、これから基本構想が出来上がり、設計等々、開発等々、申請等々が進んでいく中で、そこまでいくと、なかなか計画の変更というところはできないような形になってきますので、替わろうが計画の変更が、よりよい計画の変更というものはあるんですけれども、大きく白紙撤回できないぐらい、県としても今、進めていくというような方向で動いているという認識をしていますので、そのもしもというところは、今現状、町としては、考えるに至るところではないかなというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1 番（梅本睦男君） そこまで進んでいて、そういうような形であれば、三宅町としては、本当にそこまでにきっちりと、三宅のほうに動員していく、ジンドウを動かしていくというインフラ整備、いろんな食べ物屋にしろ、トイレにしろ、いろんなことを整備していく必要というのは、あと3年から5年の間に必要なのかなと。そう考えたときに、やっぱりあと一、二年で、ある程度のことを決めていかないとあかんのかなと思いますので、いろんな問題点はあるかと思いますが、しっかり構想をつくっていただいて、よろしくお願いいたします。

それと、この間、避難訓練が石見、三河、伴堂地区であったんですけれども、やはり訓練校のほうは、やはり体育館のほうもかなり古いですし、いろんな設備のほうも、トイレのほうも洋式がなく和式というような形はあるんですけれども、今度の 〇〇の中に、地域住民の方とのコミュニケーションの場を一緒につくるというような形も一緒に載っておりますけれども、三宅町としては、やはり石見の奥地の方は、訓練校に行くのにかなり時間を要したとも聞いております。

やはり今度新しく建つところであれば、コミュニケーションの一環の場所として、防災拠点的なものをそのところに一緒に組み込んでいただいて、三宅町のコミュニティ、学生さんとのコミュニケーションを取る場と一体となるようなことをできるような、コミュニケーションと防災との場所というのを一緒に組み込んでいただくような提案というのはできるのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 既にその意見、住民さんからもいただいていますし、県のほうにもお伝えをしているところでございます。協議の中でも、そちらを町としては最優先であるということをお伝えしています。

また、飲食等々で、住民さんの利用ができる施設、交流ができるような設計というか造りというところも、地域の声として伝えているところですし、県としても、そちらのほうは非常に前向きにやっていくというようなというような形で、一緒にやりましょうという形で回答いただいているところでございますので、今の懸念点のところは既にお伝えして、しっかりと県のほうでも受け止めて進捗していただいているというところで、ご認識いただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1 番（梅本睦男君） よろしくをお願いします。

マラソンのほうなんですけれども、いろいろ三宅の住民の方からも、やはり無料化にさせていただいたことを喜んでいただき、本当に感謝しているところでございますけれども、やはり2月ということで、かなり寒いことも考えられます。

前の前の大会で、かなり雪が降る中、やはり大会を走られた後、同時に皆さん、てんてんばらばらに解散されるということもありますし、来ていただいた方が待機する場所もありませんので、ちょっとした、温かいお茶でも僕はいいのかなと思っております。豚汁は、それは当然、そこまで用意するのは難しいかも知れませんが、温かい給湯器の中で、お茶をちょっと飲んでいただけるようなことというのは、やっぱり無理なんではないでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 検討はいたします。

ただ、教育委員会主催という形でやっておりまして、ご存じのように事務局が数名、ボランティアの皆さんのご協力をいただきますが、そこまでの人手が回るかどうかということは、非常にみやけマラソンの場合は大きな課題となっておりますので、検討はいたします。

○議長（辰巳光則君） 梅本議員。

○1 番（梅本睦男君） どうかよろしくをお願いします。

三宅町は小さな町です。そこでやっぱり、1周できれば10キロ、これを僕は、今度は目指していただきたいなと思いますし、当然600名が三宅町の中を走るとしたら、それを考えただけでもわくわくします。

三宅町健康維持を軸として、三宅の魅力を町外の方に伝え、地域の活性化、地域の振興に、マラソンは大きく役立つ事業だと私は考えております。十分に計画を立てていただき、予算の計上もしっかりしていただいて、本当に三宅町が全体で盛り上がるような大会にしたいと思っています。どうかよろしくお願いします。

これで一般質問を終わらせてもらいます。

○議長（辰巳光則君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

川鯨議員。

○3 番（川鯨実希子君） どこで発言していいか分からなかったんですが、町長が、私がローカルスタートアップの講座に、日程が合わないので参加できなかったということおっしゃったんですけれども、それはちょっと事実と違うので、そのまま議事録に載ったら困るので、発言させてください。

私はローカルスタートアップの予算には反対しましたし、その後、議員から出た附帯決議にも反対しました。でも、そうはいっても、そこまで町がやりたいと言っている事業に、反対ばかりしているのもどうかなと思ったので、まず参加してみて、受講した上で、その内容について、もっと詳しく抗議できたらなと思ったので、担当課長に、私、ぜひ参加したいので、日程等決まったらチラシを下さいと言っていたんですけども、すっかり忘れられちゃって、それで、先ほど梅本議員からの質問にあったキックオフイベントに、町内で3人しか参加しなかった1人が私なんですけれども、それに行って初めて、町長の挨拶で、もう既に募集が締め切られたことを知ったんですよ。

なので、ちょっとそこ、事実と違うと議事録訂正してください。

○議長（辰巳光則君） はい。

それでは、暫時休憩いたします。

会議の再開は午後1時からいたします。

（午前11時40分）

○議長（辰巳光則君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

（午後 0時59分）

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、6番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

6番議員、渡辺哲久君。

○6番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

三宅町の人権施策についてをテーマとして質問します。

先日11月17日に投開票された兵庫県知事選挙において、内部告発した県職員を犯人捜しをして処分し、死に至らしめた斎藤知事の行為について、知事は何一つ悪いことなどしていないという主張がSNSで繰り返し拡散され、選挙結果に大きな影響を及ぼしました。選挙期間中は県議会の百条委員会が活動を停止し、結論を先延ばしした隙をついた行為です。うそが巨大な力を振るって、被害者の人権を平気で踏みにじってきました。

三宅町は、これとは逆に、人権侵害の行為については事実に基づいて論議し、過ちがあれば正していく町であってほしいと願います。

三宅町の町づくりでは、人権を大切にしてきました。その根っこでは、1969年の部落解放

同盟上但馬支部の結成を起点とした部落差別との戦いと活動、それと連帯して進められてきた解放教育の活動が積み重ねられてきました。幼稚園でも小学校でも、人権を大切にしたい保育と教育が進められています。

この10月には、隔離や排除に反対する知的障害者の活動であるピープルファーストの全国大会が奈良市で開かれ、旧優生保護法による強制不妊手術に対する裁判の原告3名も参加して、全面勝利を分かち合いました。

差別されて、痛み苦しんでよい人など誰一人いない。人間の尊厳は何かあっても傷つけられてはならないという気持ちは、これからも三宅町の中で根を張っていつてほしい。

そこで、町づくりの全体像を示した三宅町総合計画では、点検政策はどう位置づけられているか見てみます。第Ⅲ部基本計画の第4章の4「人権意識を向上する」では、以下のよう

に述べています。

「関係機関・団体や地域との連携を一層強化するとともに、自発的な活動を推進するしくみづくりに努めます。」

「人権に関する啓発活動や研修の実施により、住民意識の高揚を図ります。」

「町行政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立った対応ができるよう、職員意識の向上に努めます。」

そして、重点取組において、「各種団体との緊密な連携のもと、さまざまな機会や場を通じた研修・啓発活動を推進し、人権尊重意識の普及・高揚に努めます。」としています。

町長に質問します。

1、三宅町総合計画に掲げられた人権尊重の町づくりの姿勢は、これからも揺るぎなく進めていくのでしょうか。

2、人権尊重のまちづくりという観点から、どのようなことを危惧していますか。

3、人権尊重のまちづくりを強化していくために具体的に構想されていることはありますか。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

本町では、人権を尊重し合えるまちづくりを推進するため、町の方向性としてお示ししております三宅町総合計画とともに、最近では、平成31年4月に三宅町人権尊重のまちづくり条例の制定を、令和2年3月には三宅町人権施策に関する基本計画を策定し、町民の皆様をは

じめ、国・県等の関係機関・団体との連携を図りながら、一人一人の住民がかけがえのない個人として尊重され、自立した個人として暮らすことができる社会の実現に向けて取り組んでいるところであり、この人権を尊重する姿勢は町づくりを行う基礎自治体としての責務であり、揺るぎない人権尊重の理念であると考えております。

しかしながら、現実には、インターネット上による差別事象の書き込み、被差別部落の地名一覧を掲載した書籍の販売、社会的弱者に対する暴力、虐待、いじめなど、いまだに差別的な事件・事象が続いています。いかなる場合であっても、差別や偏見は決して認められるものではないです。

特に最近では、一部の地域を撮影し、被差別部落地区としてインターネットのSNS上に動画投稿するなど新たな事象も増えており、投稿自体に差別的な内容を含むのであれば、プロバイダー及び法務局への削除要請を行うとともに、町人権問題啓発活動推進本部を招集し、情報の共有化と全町で連携強化を図っているところでございます。

ただ、このような行為は、一見差別的な内容であるかどうかの判断も難しいものであり、投稿者の個人的意図は計り知れないところでございますが、人権差別を助長することにつながることをないよう、引き続き粘り強く対応してまいります。

このような中、本町でも、4月に人権を確かめ合う磯城郡集会を、7月には人権を確かめ合う町民の集いを開催し、町民をはじめ各種団体からもご参加を賜りながら、お互いの人権を尊重し、理解を深める機会としているところでございます。

ただし、最近では、住民の暮らしの多様化や社会情勢の変化により、参加者の固定化や減少等、新たな課題も見受けられ、今後、参加者がより興味を持つテーマとしたり、開催方法を工夫することで、地域の皆様が参加しやすい場とする必要が生じているのではないかと感じているところでございます。

ご質問の具体的な構想の一つとして申し上げるならば、今後、パートナーシップ制度の導入に向け、検討したく考えております。これは、同性同士の婚姻が認められていない日本で、自治体が独自に結婚に相当する関係とする証明を発行するなど、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくするものであり、性の多様化を認めることは、一人一人の人権を尊重することであり、互いの多様性を認め合うことで、個人の人権を尊重することにつながるものであると考えております。

最後に、差別を根絶することは簡単なことではございませんが、一つ一つこのような機会を設けながら、自分自身で人権について考え、お互いに学び合うことで他人を思いやること

ができる温かい町づくりにつながるものであると信じ、今後も人権意識の高揚を図るための施策を推進し、人権が尊重される町づくりの実現に向けて努力してまいり所存でございます。

以上で、渡辺議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問。

渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 残念ながら、どういう時代においても、差別をする人たちは一定存在して、悲しいというか、おぞましいというか、そういう行為が残り続けるというのは事実として、過去を受け止めなきゃいけない現実だと思います。

ただ、それが社会全体の中では、あかんやろう、それはというふうにみんなが思っているのか、あるいはそうじゃなくて、あるときを変換点にして、ダムが壊れて水が流れるかのよう、みんなが付和雷同してそっちに行っちゃう、そういうことを私は恐れます。今の現状を見てみると、今の社会の流れを見てみると、私は決して楽観できる状況にはないというふうに思います。

三宅町は、人権を大切にする町づくりを意識してしてきました。今もそれは大切にしているし、三宅町の町民の意識の中に、ある程度根を張っていると信じていますが、しかし、危険な状況にあるというふうに思っています。

それでこの質問しているんですが、ご回答で、いろいろ具体的な事例を挙げられておりますが、そういう社会状況として見たときに、何かをきっかけに一挙に、差別や排外や、そっちにどどっと全体が流れていってしまうかもしれない。そういう危険な状況という認識で私は見ているのですが、町長は現状をどんなふうに理解されておいででしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、SNS等をはじめ、今まで本当に表に出ていなかった本質的な部分が表面化しているというふうに感じています。

ただしこれは、元からあったものだろうというふうに思っています。ただ表現として、目につくように表に出てきている部分なんだろうなというふうに思っていますので、こちらに関しては昔から、差別意識というところには変わりはないんだなと。だからこそ、これから人権の取組というところが、再度光を当てて、しっかりと取り組んでいかなければならない分野だなというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 最初に問題意識というか、状況認識が非常に大切なので、もう一つ聞きます。

やっぱり格差社会がどんどん広がってきた。個人の努力で頑張っても越えられない壁というのがどんどん、今もなお広がっていくという状況を目の前にして、たまっていく怒り、憎悪、そういうものが、何かをきっかけに差別として噴き出していくという、そういう構造にある。だから、本当に私がさっき危惧した、一挙にダムが崩壊するかのように、そういう負のエネルギーというのはすごいたまっているというふうに感じます。

兵庫の選挙の評価をめぐっては、まだいろんな論議が続いているので、断定的なことは私も言えませんが、しかし、ああいふうにタブーをあえて堂々と言いまくるということに快感を感じて、それに付和雷同するという、そういうエネルギーが現にたまりにたまっているという事実は見なきゃいけないというふうに思います。

そういうときに、例えば日本でいえば、関東大震災で朝鮮人が井戸に毒を投げ込んでいるというデマをきっかけにして、数千人の在日朝鮮人の人たちが殺されていくという、そういう歴史的事実があるわけですけども、そうならないために、今の危険な状況の中でも、何かをきっかけにそっちにならないようにするための歯止め、対抗する自分たちのよりどころというのは、どこにあるというふうに町長はお考えでしょうか。

ちょっと抽象的な難しい質問だと思うんですけど、要するに、建前を幾ら広げていっても、それは歯止めにならないと。やっぱりそういうふうに、わっといく人たち、最初は少数だけでも、みんなが付和雷同すると圧倒的な多数になっていく。やっぱり最初にわっといったときに、誰かが対抗して、そうじゃないだろうという人たちが、対抗する勢力がいなくて、みんなが、えっ、どうなんだろうと思っているうちに一挙にそっちに流れてしまう。だから、最初にわっとなったときに、それ違うだろうと言える人たちがいるかどうか、それが大切だと思うんですよね。それをやっぱり三宅町の中で、じゃそれをどうやってつくっていくのかというのが、町づくりの要に置いておかないと、ちょっと言葉は悪いですけども、広く薄く人権啓蒙しても、あんまり力にならないと思うんです。

そういう意味で、町長、対抗する力というか、どうやったらつくっていけるのか、難しい課題ですけども、どうお考えですか。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 認め合うことが非常に重要であるというふうに考えております。

渡辺議員も問題提起として、兵庫県知事選挙というところで、提案というか問題提起をい

ただきましたけれども、あちらも一方的に現職の知事が悪いというところ、事実に基づかずに悪いという、権力者は悪いものだというふうに、一方でたたきが始まった中で、そのたたかれていることがかわいそうだということで、反対の意見が生まれたということで、論点が、誰かをマスコミを通じて、マスコミ等々で悪者をつくって、対立の構造をつくってしまったということが、非常によくないというふうに考えています。これが対立の構造をつくらず、お互い主義・主張はあるにしろ、認め合いながら、お互いのディスカッション、対話というところが非常に大事であるというふうに思っています。

渡辺議員のご質問の中で、よりどころというところでは、私はこの問題に関しては、対話というところ、お互いが認め合い、尊重し合いながら、合意形成、共通の理解を時間をかけてしていくことというところが、非常に重要であるというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 今日の質問は、兵庫の問題がメインではないですけれども、今のお話を基に考えれば、やっぱり百条委員会で事実を確定しないで選挙に入ってしまった、選挙の中で反論が出てくることに対しても、選挙期間中だから言えないという、そういう状況で白黒つかないまま、いや、あんなの全部うそだ、隠しているという話がばっと広がっていく、そういう構造が危ないと思うんですよ。

もちろん認め合うということだけれども、認め合う前提は、事実が何かということだと思うんですよ。ちゃんと事実を知っていて、誰かがこう言った、いや違う、事実はこうだろうというふうに、ちゃんと正しい現実をタイチできる、それだけで押し戻せるかどうか分からないけれども、少なくとも、いや、事実はこうだというふうに言い切る人たちがやっぱりいないと、一挙にどんと流れができちゃったら、そこで押しとどめるって非常に難しいと思います。ちょっと、そういう問題認識で質問を続けます。

そういう意味で、三宅町の人権施策、これからどう進めていくのかというのは、非常に瀬戸際というか、決して楽観できる状況ではない中でやっていくというふうに考えるべきだということで質問しているんですが、回答の中でもう少し聞きたいところを質問します。

回答の初めのほうで、現在の取組について、ただし最近では、住民の暮らしの多様化や社会情勢の変化により、参加者の固定化や減少等、新たな課題も見受けられ、今後、参加者がより興味を持つテーマとしたり開催方法を工夫することで、地域の皆様が参加しやすい場とする必要が生じているのではと感じているところがございますという現状認識を回答されています。

ちょっと減少というのは、私、できる限り全部参加するようにしていますので、私の感覚と違いますが、それは置いたとして、ここで言われている、参加者がより興味を持つテーマとしたりとか、あるいは開催方法を工夫するという提案が出されていますけれども、何か具体像があるのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 具体的にこうということは、今のところないんですけれども、やはり住民さんが興味を持つテーマ、例えば町民集会であったら、興味を持つテーマの設定のときには参加者が増えたりとか、顕著にテーマや興味・関心によって参加される方が変わりますので、そういったところで、やはり人権というところは、皆さん、自分とは関係ない問題だということ、多く認識されているかなということもあるんですけれども、そういったところへ参加していただくことによって、人権についての理解、また、自分たちでどう考えていくかのきっかけづくりを、行政としてはしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） どういう道を進むのかという選択だと思いますが、多数を追うことが人権の流れを広げていくことにつながるかどうか、それはちょっと検討を要するというふうに思っています。

さっき言いましたけれども、事実を正しく知っている人たちが、数は少なくともしっかりいること、わっとデマが吹き荒れかかったときに、違うだろうと自信を持って言い返す人たちがやっぱり一定数いること、もちろんそれは多いにこしたことはないんですけれどもね。

例えば、私になるほどなと思ったのが、この前、生き活き交流祭で、フリージャーナリストの西谷文和さんが話をしてくれました。自分で撮影してきた、もともとパレスチナとかイラクとか、ずっと中東中心に活動してこられた方ですけれども、パレスチナの側からの視点で撮ったのが、それからハマスに襲撃されたイスラエルの人たちのインタビュー、それから、イスラエルの中で弾圧されながらも、戦争に反対して集会をしているイスラエル人の人たちの姿、そういうものを、それぞれの立場からのものを映像という形で事実を提示して、やっぱりそういう事実を、それぞれの立場からの事実をちゃんと提示して知らせてくれているということが、まず何より大切だなと思ったことと、西谷さんはそういう中で、私の希望はこれですというふうに示されたのが、アフガニスタンで活動してきた中村哲さんのかんがいの活動でした。

中村哲さんとは、たまたまの縁だったそうですけれども、まだ今の水路ができる前、最初に造る時代からのお付き合いがあつて、荒野だったところが水路が通ることによって、こんなふうに緑ができて、それによって貧困が減り、イスラム過激派で活動してきた人たちが銃を置いて、農業と暮らしに戻ってきた。私の希望はここにありますというふうに提示された。

やっぱりこういう事実を知っているか知っていないかというのは、物すごく分かれ目になるなど。こういうことを知っていることによって、やっぱり対抗できる力が自分たちの中に生まれていくというのを聞いて感じました。私は、そういうことを意識して、努力してやっっていくということについては、ぜひちゃんと見てほしいと思うんです。

西谷さんの例を挙げましたけれども、やっぱりそういう現場に行つて、現場の事実と声をちゃんと伝えてくれる人たちを三宅に呼んで、三宅の町民が、どれだけの人がそれに興味を持って参加してくれるかということはありませんけれども、やっぱりそういうことを伝えていくという努力がとても大切ではないか。そういうものの積み重ねがあれば、逆流が起きかけたときに、対抗する力が生まれていくんじゃないかというふうに思います。

そういう努力を三宅町は、私はしてきたと思うんです。そういう積み重ねを、これからも三宅町の中では大切にしていくなさというふうに思いますが、要するに自然にできるものじゃなくて、努力してつくっていくものだというふうに思うんですが、町長、その努力をしてきたということについては、町長はどんなふうに評価されていますか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

まさにイスラエル、パレスチナ、私もお話聞かせていただきましたけれども、やっぱりそれぞれの主義・主張がある中でぶつかり合っているという現状をしっかりと認識すること、先ほどお答えしたとおり認め合うということ、お互いの譲れない部分もあるというところですけれども、それはどちらが悪いわけでもなく、どちらも主義・主張があつて、どちらも正義というところをぶつけ合っている現状が悲しい結果を生んでいるというところで、対話により認め合える社会の構築というところが、宗教を越えてのところが必要であるというふうな、お話を聞きながら感じていたところです。

まさに渡辺議員がおっしゃるように、あともう一つは、やはり、それがなぜ起こるのかというところにフォーカスする中村哲さんの取組というところで、社会構造自体を変えることによって、暮らしであつたり対立を越えていくということも、併せて非常に大切であるというふうに感じているところです。

ボーダレス・ジャパンという企業がございすけれども、そこも貧困問題を解決したいというところで、ミャンマーのところでお茶のビジネスを始めながら、そこの方々の健康であったり社会の在り方というのを企業として変えていったという取組も、以前、田口さんという方、その代表も三宅町のイベントでも登壇していただきながら、そういった取組というところもお話をいただいたところですので、そういった一つ一つの、なぜそうなるかというところを考えていくという根本論のところも併せて考える必要があるかなというふうに思っています。

そして、渡辺議員が今ご質問あった点でございすけれども、やはりこれは町行政のみならず、町民の皆様が努力をしてきた結果で、今の三宅町があるというふうに認識しています。町だけではなく、住民さん一人一人が努力してきた結果であるというふうに感じているところでございす。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） やっぱりそういう努力を続けていくということが、最後の支えだと思うんです。その努力がすぐ効果と結果を表すかどうかは分からないけれども、それを怠っていったら、本当に勝負になったとき、本当に正念場を迎えたときに、持ちこたえられる拠点がない、力がないということになりかねないと思いますんで、やっぱりそういう話って、一般論でいろいろ話を聞いても入ってこないんです。やっぱり現実の現場の、今のハマスもすごい、イスラエルによる空爆で4万人、5万人亡くなっている現実のその現場の中から、当事者の人たちがしゃべっている映像を、私たちが文化ホールの中で見る、それを見た西谷さんが議会に、そのとき感じた自分の生の気持ちを伝え、投げかけてくれるという中で、町民が考え、培っていくということだと思うんですね。

だから、その点でちょっと危惧するのは、参加者がより興味を持つテーマであるとか、開催方法にするという場合に、ちょっとそれハードル高過ぎない、もうちょっとみんなに分かりやすいようにしようよと、薄めて広くというような発想がもし生まれるとしたら、それは効果を逆に削っていつちゃうんじゃないかなという心配をします。そういう危惧があるんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

おっしゃる意味合いもあります。ただ、役割分担というところも非常に大事なかなと思います。人権というのは、行政だけが考える課題ではなく、一人一人がどうしていくかというの

を考えるとというのが、一番の大事な点だというふうに認識をしています。行政としては、広くそういった考えるきっかけづくりというところが、行政の責務であるというところもござります。

最終的には個人がどう考えていくかで、その中で渡辺議員おっしゃったように、現場に行ってらっしゃる方々が今、SNSを通じて、現場をリアルタイムで報道されるということも増えてきました。私の友人の堀潤さんという方も、韓国で暴動があったその日に韓国に飛んで、今の状況どうだというところをリアルタイムでSNSで発信されているのを見て、報道されているニュースと現場のリアル感が全然違うというところを学ばせていただいたところでは。

そういった、しっかりと事実を発信している人は誰なのかというところを併せて、さっき渡辺議員がおっしゃった事実を規定できる、これが事実だと言い切れる人をしっかりとふだんから探し出して、その方々の発信に注意しながら自分で判断していくということも、併せて大事なかなと思います。皆さんが言うからこっちじゃなくて、自分がこの人の発信なら信じられるという人を見つけていくということも、SNSのいい部分の活用としていくことで、その事実がより広まり、渡辺議員おっしゃっている抑止力のほうにもつながっていくんじゃないかなというふうに感じております。

だから、SNSの悪い面もたくさんあります。渡辺議員おっしゃるようなきっかけづくりにもなりますけれども、いいふうにするということも併せて、今後必要になってくるというふうに思っております。

○議長（辰巳光則君） 残り時間考えてもらって、残り時間ちょっとなんで……

○6番（渡辺哲久君） もう最後に。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） そういう中での行政の役割というのは、やっぱり人権という視点からしたら、この事実だけは三宅町民みんなに知ってほしい、この事実からスタートして一緒に考えましょうよという、そういう行政の役割として町民に投げかける、提示する。答えを押しつけるわけではないけれども、物を考える最初の出発点としては、この事実だけをぜひみんな知ってほしい、この事実を踏まえて、その上で町長おっしゃった、いろんな意見の違いを越えた対話を粘り強く、諦めないでやっていきましょうよという、そういうことだと思うんですね。

そういう行政の役割、行政が人権ということを、やっぱり自分たちの第一の役割として行

政が果たしていくこと、そこをこれからも揺るぎなく、さっき述べたような非常に危ない時代に入っているからこそ、行政がしっかりその役割を果たしてほしいというふうにお願ひし、期待し、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（辰巳光則君） これで、渡辺哲久君の一般質問を終わります。

◇ 松 本 健 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、5番議員、松本 健君の一般質問を許します。

5番議員、松本 健君。

○5番（松本 健君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私は、103万円の壁についてという質問になります。

令和6年10月総選挙により、与党が過半数を割りました。中でも、手取りを増やすをスローガンに、消費税減税、所得税減税、社会保険料の軽減などを掲げた玉木氏が率いる国民民主党が議席を4倍に伸ばすこととなりました。長引く不景気と賃金格差のさらなる拡大に対して、国民の声が反映されたものと思われまゝす。

さて、この中で、103万円の壁という言葉がテレビや紙面をにぎわせました。この103万円は、基礎控除と給与所得控除の最低額の合計ですが、特に基礎控除は、憲法第25条「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」に関わるものとして定められ、最低限度の生活を営むための収入には税金をかけないという背景があると言われていまゝす。そして、玉木氏は、物価や賃金の上昇に合わせて基礎控除も引き上げるように見直していくべきだと訴えています。

ここで質問です。

1、町長は、この103万の壁、特に今、基礎控除の部分を見直していくべきとの意見について、どのようにお考えになるでしょうか。

2、地方税、住民税や固定資産税、その他生活に最低限必要となる料金、保険等に対して同様の考えを適用することについて、どのようにお考えになるでしょうか。

3、憲法第25条を尊重するために、町の決断で何が行えるでしょうか、以上をお聞かせください。

再質問は自席で行います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

まず、103万円の壁について、どのように考えるかのご質問ですが、パートなどで働く人の年収が103万円を超えることにより、税や社会保障の負担が新たに生じたり、世帯全体での税などの負担が大きくなることから、働き控えにつながっていると言われております。

また、物価上昇に賃金の上昇が追いついていない現状を踏まえ、国では103万円の壁の見直しをするため、所得税の基礎控除額を引き上げて非課税枠を拡大し、実質的な手取り収入を増やすことを目指しており、その引上げ幅について議論がなされているところでございます。

103万円の壁がなくなれば、配偶者や扶養親族が働く時間を抑制する必要性がなくなるため、働き方の自由度の向上につながり、労働市場での潜在的な労働力を活用できるようになるなど、経済活動の活性化が期待されます。また、壁を気にせずに働けることで、単純に収入が増加し、経済的余裕が生まれる可能性があると考えます。

しかし、一方で、壁をなくすことによる国と地方の税収減に対する財源の議論は避けて通ることはできません。特に、その財源をどこに求めるかによって、結果的に負担増を強いられる人が出るケースも考えられるため、慎重な制度設計が必要であり、税制、社会保障制度全体のバランスを考慮しなければならないと考えております。

次に、地方税等に対し同様の適用をすることについて、どのように考えるかのご質問ですが、さきに述べたとおり、103万円の壁のほかに、ガソリン税についても一時的に下げるトリガー条項の凍結解除など、減税についても検討がなされており、また、社会保険料の壁についての議論もなされているところですが、いずれにいたしましても、年収の壁と同様、財源の課題や壁をなくすことにより負担増となるケースを考慮した慎重な制度設計が必要であると考えております。

特に住民税や固定資産税は、地方税法により標準税率として規定されているものであり、全国大多数の市町村において標準税率が採用されております。この標準税率を変更することは、地方公共団体が税制上、特に必要があると認められる場合においては、地方税法上可能であると思われませんが、地方債を発行する地方自治体は、少なくとも標準的水準まで税収を確保すべきであるという国の考えの下では、現実的でないものと考えております。

仮に住民税等の税率を低く設定した場合、もちろん住民の経済的負担の軽減等を期待できますが、反面、税収は減少し、地方交付税にも少なからず影響するものと思われれます。

最後に、憲法第25条を尊重するために、町の決断として何が行えるかのご質問ですが、生活に困窮されている方々を支援することは最重要課題であると認識しており、そのために本町におきましても、憲法第25条 に基づく取組を行っているものでございます。

以上、松本議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問。

松本議員。

○5番（松本 健君） 回答いただいた内容に対して、順番に質問していきたいと思います。

まず、地方税の標準税率を変えることは、ふさわしくないというか、否定的な回答があったかと思います。地方債を発行する自治体は何かかんとかというので、あんまり、できないというか、実質やれないですというような回答がございました。

そこで質問ですけれども、全国で今、どれほどの自治体が住民税の減税というのをやられているか。名古屋市なんかはすごく有名ですわね。全国でどれぐらい、そういう自治体があるのかはご存じでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 松本議員の再質問にお答えします。

全国の住民税といいまして、所得の標準税率が、普通でしたら都道府県税が4%、市区町村民税が6%というのが標準でございます。今のところ、2024年10月現在で標準税率が異なる自治体、私が現在確認できているところだと思ってください。

まず、夕張市を除く北海道内市町村、道税が2%、市区町村税が8%となっています。宮城県の仙台市、こちらも都道府県税が2%、市区町村民税が8%、横浜市を除く神奈川県内の市町村、都道府県税が2.025%、市区町村民税が6%、神奈川県の横浜市が都道府県税が2.025%で、市区町村民税が8%、愛知県の名古屋市、今、松本議員がおっしゃったところですね、都道府県税が2%、市区町村民税が7.7%、京都府の京都市で、都道府県税が2%、市区町村民税が8%、兵庫県の豊岡市、都道府県税が4%、市区町村民税が6.1%、岡山県の岡山市が、都道府県税が2%、市町村民税が8%、広島県内の全市町村、都道府県税が2%で市区町村民税が8%、熊本県内の市町村で、都道府県税が2%、市区町村民税8%ということで、私が調べた限りではそうになっています。北海道、神奈川県、広島県、熊本県のほぼ全域でやっておられるところはまず別としまして、兵庫県豊岡市を除くほかの市町村は、全て政令都市ということになっています。

それと、税率が2%、8%というところが多いのですが、平成30年度以降、県費の負担教

職員制度に係る給与負担事務の移譲に伴いまして、政令都市の所在の道府県から政令指定都市への税源移譲があったことが、まず一つの大きな原因かなと思っています。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） ありがとうございます。

三宅町というか、奈良県は多分、市町村が4%で、県が6%、その比率が違って、2%と8%とかというのは、結局は住民税は10%という話なので、それはそれで置いておいたとしても、両方合わせて10%を切るようなところもあるわけですね。

それが政令指定都市に限られているのか、見る限り政令指定都市に多いという話だったかと思いますが、今回、回答いただいた地方債を発行する地方自治体は、少なくとも標準的水準まで税収を確保すべきであるという国の考えの下では、現実的ではないものと考えますというふうに回答いただいていますけれども、今、足して10%になっていないところというのは、みんな地方債を発行していないということでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） そうではないと思います。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 回答、いろいろあると思いますけれども、結局はやる気だけの問題だと思っております。

続きまして、別の箇所の質問ですけれども、3つ目の質問で、憲法第25条を守るような政策を町として、町が主体的に考えたときに、どういうことがありますかという質問をさせていただきました。それに対する回答が、生活に困窮されている方々を支援することは最重要課題であると認識している。そのために、本町におきましても取組を行っているものでありますということですが、具体的にどういうことを今やられているのか教えてください。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 松本議員からご質問ありました具体的な政策というところでございます。

少し抽象的になるかもしれませんが、まず生活に困窮する人々に対して、その程度に応じて必要な保護を行うという目的とした生活保護制度の実施、児童福祉法、身体障害者福祉法、国民年金法、国民健康保険法に基づく社会保障に係る各制度の実施。物価高騰の影響を受けた事業者支援として、令和5年度から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

による低所得者世帯への支援と住民税の定額減税を実施していること、あと、教育を受ける権利となります小・中学校の義務化や就学援助制度を実施ということになります。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） ありがとうございます。

そういう内容があるといったときに、もともとと言いたかったのは、今物価がどんどん上がってきていて、生活の最低水準と言っちゃ何ですけれども、普通に必要な費用がどんどん上がっている中で、今これだけの、生活保護とかピックアップしただけですけれども、定額減税だとかというような政策が打たれていると。それらに対しては、やっぱり物価高騰に対して、何かバランスが悪くなって、対策を取らなくちゃいけないんじゃないかなというような検討は、今回こういう機会に、やるべきだと思うんですけれども、やる必要があると思うんですけれども、最重要課題だと認識されているからには、そういうところにも目を向ける必要があると思うんですけれども、そういったことはやられていますか。

ぱっと絞り込んだら、例えば生活保護の水準というのを、今の物価上昇に対してスライドさせるというか、分からないけれども、何か対応をつけるというようなことは、今、何かされているんではたっけ。

○議長（辰巳光則君） 宮内住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） 住民福祉部のほうで生活保護のほうの所管は、窓口事務の所管という形にはなるんですが、県のほうが主体で保護費のほうはやっているんですけれども、その基本というのは国のほうになってきて、扶助費とかいろいろ支給要件というのはあるんですけれども、そこら辺の見直しは、今現在の中では、扶助費の見直しというのは入っていないんですが、毎年毎年、保護法のほうの改正の中で、その辺は検討されていくというような形で動いていくと思われま。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） これは単なる一例ですけれども、やっぱり基本的人権を守るために、最低限度の生活を保障するとか、健康で文化的な最低限度の生活を保障するために、市町村が動くべきだと思うんですけれども、そういう観点で、今回の103万円の壁問題で話題が上がったときに、町として我が身として捉えて、県が何か直すとか、国が減税を考えているとか、そういうことじゃなくて、自分のところで何ができるのかなというのは、もちろん自ら検討すべきだと思うし、町じゃないと気づかないことというのもあると思うんですけれ

ども、そういった検討は、これからされていく予定はございますでしょうか。

○議長（辰巳光則君） どなたか回答。

一旦休憩します。暫時休憩します。

（午後 1 時 分）

○議長（辰巳光則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 分）

○町長（森田浩司君） ……（録音漏れ）……セーフティネットのところになると思いますので、やはり全国一律でセーフティネットとして機能させるには、どこかの市町村だけ特別というよりは、全国一律で救える者を救うというところが、多分趣旨にのっとっているところでございます。またそういった、そういう困窮になっても生きていけるという保障されている日本というところは、世界的に見ても非常に、そういう制度では充実しているところかなと思います。

渡辺議員おっしゃっているところでいいますと、町独自としては今後、今検討段階でございますけれども、やはり高齢者の権利擁護関係であったり、そうした意思疎通をできないところ、小さい町ですので、やはり職員との関係性が取れるというところの優位性を生かしながら、権利擁護の関係にも力をいれていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5 番（松本 健君） あんまり検討されていないだろうと思いながら質問して、申し訳なかったですけども、やっぱりこういう話があったときに、自分たちで何ができるのかなというのを考えるというか相談する、そういう相談をしていくという制度づくりから、まず必要なんじゃないかなと思います。

どういう体制で、答えを出すというよりも、日々そういうのを、聞いてきたものを検討するという姿勢が必要やと思いますので、ぜひとも検討するような体制というのはつくっていただきたいと思います。今、こういうアイデアがありますとかというのを答えていただくというよりも、どういう体制でこれから臨んでいくかというところに持っていったいただければなと思います。

ここからが本題になりますけれども、こういうテーマを取り上げさせていただいた理由としましては、やっぱり町の行政の基本的な姿勢、基本的な考え方につながるところがあるん

じゃないかなと考えております。

私が思うに、1点目は、企業じゃなくて公共の役割は何なんだろうかということ、もう一つは、地域の主権、県とか国とかが決めて何とかというのに対する地域の主権に対して、どういうふうに町が捉えているかというところが、すごくこの機会に、自問自答していただくいい機会なんじゃないかなと思っております。

まず1つ目、公共の役割について質問したいと思いますが、町長、就任以来ずっと割と、頑張る人を応援する、こういう言い方したらあれだけれども、最後は本人、自己責任ですか、自己責任であったり、頑張る人を応援するであったり、そういった面をよく耳にするかなと思っております。

給食費であったり、公民館の使用料とかも含めてなのかな、受益者負担という言葉もよく耳にしますけれども、やっぱり私が思うに、民間がやれることは民間に任せればいいというのは、それもよくおっしゃいますけれども、それはそれでいいと思うんですけれども、最後に公共がやるべきことって何なのといたら、こういう基本的な人権を守るとか、頑張る人を応援するよりも、頑張らない人を応援すると言ったら何だけれども、やっぱりみんなを幸せにするというように当たらと思うんですね。

そういう活動しようと思ったときに、財源がと言っていたら、結局、財源が確保できて、やれることって民間に流れていくわけで、財源がというのをあまり考えないでというか、本当に公共がやらなくちゃいけないのは何なのかなという観点で、物事を考えるべきじゃないかなというふうに思っております。

私が思うには、町の判断でやれることにどんなことがありますかといったら、今日、一番最初に挙がっていたタクシー、交通弱者、買物弱者を救済するという観点でのタクシー補助、それが値上がりした分だけ、どうするんですか。そんな細かなことであったり、食費が上がったときに給食費をどうするんですかというのであったり、細かなことですがごくいっぱいあると思うんですけれども、それって国や県とかが一々何か言ってくれるような話じゃなくて、やっぱり住民が一番よく見える町が考えるべきことじゃないかなと思っております。

何か質問と言いながら、意見を言っていましたけれども、公共の役割について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（辰巳光則君）　ちょっと通告からずれてはきているんですけれども、副題のところの同様の考え方を町の決断で行うならば何ができるのかというような枠組みやと解釈して、質問に答えてあげてもらえたらと思います。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 公共の役割としては、税の再配分であったり、さらにセーフティネットの部分で、住民さんの命と財産を守るということをしっかりとしていくことが、公共の役割の果たすべきところだというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） ありがとうございます。

にしても、そういうセーフティネットを何かするということで考えていただきたいと思います。

もう一個の観点とは地域主権という、これも、自ら町が何かをしたら、どういうことがありますかというのに関連してということでご理解いただきたいんですけども、多分、今回103万の壁とか何かが出てきたときに、職員さんも含めて、皆さん結局、これは国が決めることや、国はどっちに転ぶんやろうな、どう転んだとしても、ちゃんと財源は国から出てくるんやろうな、多分そういう観点で見られていて、所得税はそれでいいとしても、所得税に絡んで基礎控除を住民税も上げるという話になったときに、どれぐらい三宅町では収入が減って、どういうことが起きるんだろうというようなことをリアルに想像して考えるみたいなところって、あんまりなかったんじゃないかなと危惧しております。

最終的に国が決めるにしても、まずは自分たちのところで、これをやったらこうなるな、これをやったらこうなるなと、そういうことをちゃんとプランニングした上で、国が決めたことに対して、それは足りないよとか、それはやり過ぎだよというような形の主体性を持った地域の運営というのをお願いしたいと思うんですけども、国と県に対して町の役割、地域視点という観点について、町長はどのようにお考えになるか教えてください。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今、質問の意図と合うかどうか分かりませんが、まず、これは国の制度でございます。それは国において議論しながら、制度設計というところは国の責務であるというふうに感じています。

ただし、そういった制度設計の中に、先ほども慎重な制度設計が必要だということには、実情に応じて、やはり地域の声であるというところのリアルな声を参考にしながらの制度設計というところを求めていくということが町の責務であるというふうに考えています。

ただ、松本議員おっしゃるように、町で何も考えていないんじゃないかというところは、決してそんなことはございません。私も全国の首長等、いろんな方々とディスカッションを

しながら、本町における影響であったり、地方の全体における影響等々をディスカッションしながら、こういった形で国に伝えていくかということも含めて、今議論している最中でございます。

その中でも新たな考え方の提示であったり、既存じゃない税制法上の考え方、基準財政需要額等々の考え方の整理であったりということも含めて議論しているところでございますので、決して何もしていないわけでないというご認識の上、進めていただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 所得税は国税ですよね。固定資産税もそうだけれども、住民税は地方税ですよね。地方税は誰が決めるものなんでしょうか。さっきのあれに関連してですけどもね。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先ほどもお答えしているとおり、標準税率で決まっているところでございます。

今回、全体が変わることで、標準税率を使用している町村においては減収分が発生する。ここに対して、こういった形で町として補填をしていくのか。また、この制度設計の中で、町の収入が落ちないというところを見ていく必要があるというふうには認識しているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 住民税に関してですけども、あれは地方税法とかに、住民税を幾らにしたらいいですよ、こういうのを出しましたよ、皆さんこうですよというのを言っていて、最終的に住民税の税率とか住民税を決めるのは、町の条例だというふうには認識しているんですけども、その認識でよろしいんですかね。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 間違っておりません。

ただし、町独自に減額した場合の交付税措置等々がございませんので、実質、町の収入自体が減ると。交付税云々ではなくて、やはり町が減税した分、町としてチシツしたことになるというような認識で捉えていますので、マクロの視点、ミクロの視点から、そういった不足する財源についての議論というところが必要であるというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 財源の議論はもちろん必要だと思うんですけども、この制度は国が

決めたものですというのに近いような回答をいただいたので、住民税に関してはそうじゃないでしょうと。それは国保の費用の徴収額に関しても、難しいだろうけれども、例えば何割減免、何割減免というようなところの措置をどこで線を取るかと、町が、もちろんみんなに逆らって勝手に決めてはいけないと思いますよ。ちゃんと相談して、話をつけた上でやることになると思うんですけれども、町がやれる裁量の度合いというのは、それはやっぱり意識すれば、要は意思の問題であって、意思を強く持てば、かなりのところにあるというふうに私は思っております。

そういう観点で、検討というのは、紙に書いたものじゃなくて、本当にやろうと思えばできるんだというような観点で、今後検討というか、そういう議論を進めていっていただけたらと思います。ということで、何かございましたら。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

地方の独自性というところは、これから地方創生がさらに加速していく中では必要性があると思っています。また、そういったところで、国の支援等々も含めて、町が国の制度をしっかりと活用しながら、チャレンジをしていきたいというふうに考えているところと、もう一点は、やはり予算ですんで、財政調整基金の取崩しをしている赤字予算を組んでいる中で、さらに減収の一手を踏むのかどうかというところも、今後併せて、様々な手法があると思いますんで、また議員の皆様方のご意見を頂戴しながら、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 最後になりますけれども、一言。

ぜひとも、町が主体性を持った町の運営をというところを常に意識していただいて、もちろんされていると思いますけれども、町長だけじゃなくて、部長さんクラスとか職員の方にも、やっぱり主体性を持った町の運営というのに参画しているんだという意識を持って、今後進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） これで、松本 健君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

9 番議員、池田年夫君。

○9 番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、一般質問を行います。

まず、三宅町の公共施設等総合管理計画について質問いたします。

まず、現在、三宅町の建物で、使用されていない公共施設があります。それは、生涯学習等施設、保健福祉施設であるつながり総合センターと保健福祉施設、上但馬保育所です。

これらの施設は、使用されなくなってから、上但馬保育所は2002年（平成4年）に幼稚園と統合した後、22年間使用されていません。また、この建物は、耐震診断を行ったかも明らかになりません。つながり総合センターは、2015年、耐震診断で耐震不足という判断が下され、以後9年間使用されていません。

これらの施設の今後の方向性について、町長の所見を求めます。

次に、三宅町には、三宅小学校体育館、三宅町体育館、東屏風体育館がありますが、3館とも空調設備がありません。三宅小学校の体育館は指定避難場所、広域避難場所に、東屏風体育館は指定緊急避難場所に指定されています。今後、災害が起こったときにどのようにしていくのか、町長の所見を求めます。

次に、全国の小・中学校で不登校と判断された児童・生徒数が、去年最多を更新したと報道されています。文部科学省の調査によると、2023年度は前年度を約5万人上回る34万6,482人で、11年連続の増加となっています。

三宅町でも教育委員会で、Mi i Moの3階を使って相談が行われています。また、健康子ども課でも石見駅広場で、地域おこし協力隊の協力でユースセンター事業が行われています。各事業の現状について、町長の所見を求めます。

以上で一般質問を終わりますが、答弁によっては再質問を自席から行わせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、公共施設等総合管理計画についてのご質問にお答えいたします。

つながり総合センターについては、ご指摘のとおり、2015年の耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対し倒壊し、または崩壊する危険性が高いとの判断の下、それ以降、施設利用を中止した経緯でございます。

そのような中、今年度、施設の解体に向けて設計業務を実施しているところであり、今のところ、令和7年度当初予算において、解体工事費を計上する予定で進めているところでございます。

なお、今後、更地となった土地の利用につきましては、現段階では未定であり、来年度以降、関係機関とも調整を行い、検討してまいりたいと考えております。

次に、上但馬保育所ですが、ご存じのとおり、乳児園が幼稚園に機能統合されたことに伴い、施設閉鎖されたものでございます。その後、耐震診断も行っておりませんが、つながり総合センターと同構造、同階数であることや、センターよりも建築年数が6年古いことから見て、耐震診断を実施すれば、恐らく耐震不足が出るものと想定しております。

最近では、屋上防水シートの剝離等、老朽化も進んでおり、個別施設計画においては令和14年度に除却する方針としております。また、跡地については、地元自治会との協議も必要であり、利活用について、十分な協議と検討が必要であると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、両施設の跡地利用につきましては、行政主体の利活用ももちろんのこと、地域の特性も考慮した上の民間事業者を活用するPFI手法やアウトソーシング等の手法も模索し、議会議員の皆様のご意見も頂戴しながら、効率的・効果的な町づくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、緊急避難場所の空調設備の設置についてのご質問にお答えいたします。

まず、指定避難所及び指定緊急避難場所については、災害対策基本法の規定に定められているものであり、本町の指定避難所は、広域避難所として三宅小学校、指定緊急避難場所は議員お述べの東屏風体育館を含む一時避難場所として、計8か所を三宅町地域防災計画にて定めております。

指定避難所は、災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または、災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設です。また、指定緊急避難場所は、洪水等による危険が切迫した状態において、緊急に避難する避難先として位置づけるものでございます。

さて、ご指摘の指定避難所としての空調設備の設置状況につきましては、議員ご指摘のとおり、小学校の体育館が未整備となっております。

なお、このことについては、本年3月議会での池田議員の一般質問でもお答えしたとおり、行く行くは建て替えを予定している施設であり、その際の検討課題として、今後の体育館としての機能を模索する考えに変わりはありません。

また、指定緊急避難場所の空調設備の設置については、指定の目的が長期的に避難する指定避難所とは性質も異なり、あくまでも災害による危険性が切迫した状態における生命の安全を目的として位置づけられているものであることから、施設機能として空調設備の必要性

は別とし、今のところ指定緊急避難場所として、空調整備を整備する優先順位は低いものであると考えております。

今後も、災害時に避難所として必要とされる設備を効果検証しながら、避難所機能の充実・強化を図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、不登校についてのご質問にお答えいたします。

この質問には、私からはご質問のユースセンター事業についてお答えをさせていただき、後ほど教育長のほうから、不登校問題についてご回答させていただきます。

健康子ども課で実施しているユースセンター事業は、中・高生世代の子供たちを対象に、子供たちが安心して安全に過ごすことができる場所となるよう運営を行っております。実施場所としては、Mi i Mo 3階のスマイルの部屋や、議員がお述べの石見駅広場にて実施をしているところでございます。

現状としては、これまで190名近くの延べ利用があり、ユースセンター事業を運営している地域おこし協力隊を町なかで見かけると、子供たちから声をかけてきたり、少しずつですが、良好な関係が形成されてきています。利用している子供の中には、学校へ行き渋ったり、家庭や自身に事情を抱える支援が必要な場合もあり、状況に応じて対応を行っております。

私からは、以上を回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） まず、学校への行きづらさを抱えている子供たちに対応するのが教育委員会、そうではなく、学校でもない、家庭でもない中高生の居場所づくりをしているのが健康子ども局というように、2つの部署がすみ分けと連携をしているというのが、この事業の前提となります。

小・中学生の不登校傾向にある子供たちが、全く学びのアクセスの場がなくなってしまうということがないようにするために、教育委員会が設置したのがG－LOVEです。G－LOVEとはグローブのことです。三宅町はグローブの町であり、その英語のスペルの中にLOVEの文字があることに着目し、愛に満ちた部屋という意味で名づけました。

かつてはこういう部屋は、学校に復帰させることが主たる目的だという意味で、適応指導教室と呼んでいましたが、G－LOVEは逆に、登校を促さない部屋を主たる目的としています。

深刻な不登校の問題には、学校での人間関係につまずいてしまって、登校できなくなったというような子供たちばかりではなく、日本の学校というものにそもそも適応できない子供

たちも増えているという現状があります。そういった子供たちは、放置しておく、社会との関わりが全くなくなってしまう。そういった子供にも、話を聞いてくれる大人がちゃんと三宅町にはいるよということを知ってもらう、それがG－LOVEです。

教育委員会事務局内の担当者1名に加え、会計年度任用職員1名と会計年度任用職員のスクールソーシャルワーカー1名の必ず誰か1名が、学校の授業中の火曜日から金曜日までの午前中に常駐するようにしております。現在、式下中学校在籍の生徒3名が来所しており、来所している時間は指導要録上の出席扱いとなるので、中学校との連携は密に取っております。この部屋は、このような不登校対応以外の顔も持ち、三宅小学校の子供たちの居場所としても機能しており、毎週水曜日の放課後は、担当者とゲームをしたりして遊んでおります。

こういう取組を始めたことで、三宅小学校も式下中学校も、教室に入りづらい子供たちの居場所を校内にも開設してくださっており、登校のしんどさを抱えている子供にとって、少しでも話せる大人が増えてきているのが、とてもよいことだと思っています。この取組は、引き続き充実させていきたいと考えています。

以上で終わります。

○議長（辰巳光則君） 再質問。

池田議員。

○9番（池田年夫君） 今、それぞれ回答あったんですけども、まず教育教育委員会関係の不登校問題について、再質問をさせていただきます。

現在の不登校児童・生徒数は、三宅小学校で3人、式下中学校で26人というふうに聞いているんですけども、これに変化はありませんか。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 三宅小学校あるいは式下中学校で、現在、このように不登校の児童・生徒がいるということなんですけれども、それでそれぞれの、先ほど説明があった事業名があるということが回答があったんですけども、いつ頃からこういう不登校の児童や生徒が出るようになったのか、もし分かれば説明をお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 三宅小学校、式下中学校のことと異なるかもしれませんが、不登校という問題に関しましては、私が初めて教師になった40年前から、いつも教室にいない子供

というのは存在したというふうに思っております。それ以前もそうだったと思っています。

いつ頃からかということについては、不登校の定義づけというのが明確でなかったことから、特定することはできないと思っています。文部科学省が1998年に公的な見解として、年間30日以上欠席の子供を不登校と呼ぶ、こういうふうにしてから、社会的には注目が集まったので、具体的にはいつ頃からかというのはちょっと分かりません。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） いつ頃から始まったのかというのは分からないということなんですけれども、不登校の児童・生徒をなくす解決方法あるいは改善方法があれば、答弁をお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 非常に社会的にも難しい問題とは思っておりますが、私なりの考えを申し上げます。

私は、不登校に対する負のイメージを払拭したいという思いから、まず、登校拒否とか不登校という言葉にさえ疑問を感じているというところから最初に申し上げておきます。

学校に行かない、行けない子供が増えているという状況は、私はある意味では、今のままの日本の学校教育では、逆に言うと、自然にこういう子供が増えていくのではないかなというふうに思っております。

今の学校の形というのは、戦後の状況と大きく変わっておりません。学校は教室で区切られており、同じ年齢の子供で構成される学級・学年にまとめられています。先生が教室の前で黒板とチョークを使って講義をしたり、子供たちは全員黒板のほうを向いて授業を受けているという形です。

子供たちのライフスタイルが大きく変わっています。それにもかかわらず、学校全体が様変わりしないで、このまま続けていくところに、大きな問題があるというふうに思っています。今の学校、授業が変わらない限り、学校に行かない、行けない子供というのは、そこに

するというのは、ちょっと本末転倒かなというふうに私は思っています。ですから、あえて不登校児童・生徒をなくす解決・改善策はと聞かれましたら、まず学校や授業が時代に合った、子供たちのライフスタイルに合った、そういう形に変わっていくこと、これは本当に大事だなというふうに思っています。

それは、例えばICTを導入するということだけではありません。幼稚園の子供たちを見えていましたら、日々わくわくしながら、何かに夢中になって、一生懸命取り組んでいるのを

見受けると思いますが、ああいう子供たちが、学校に行ってもそのまま続けていけるような、そんな学校になるということが本当に大事だと思っています。

探究心をくすぐる学びの提供も、すごく大事だと思います。学校の先生の働き方、これにも鍵があると思っています。それによって、先生が子供と関わる時間が増えるというのも、すごく大きなことだというふうに思っています。

折しも三宅小学校の建て直しが決まっている中で、どんな学校をつくっていくかということは、これからすごく議論されていくことだと思いますけれども、今私が申し上げたような視点で、どんな学校にしていくかと考える機会だと本当に思っていますので、こういう議論を皆さんと一緒にしていけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今、教育長のほうから改善策が述べられたんですけれども、一応私の見解としては、このような状態になったのは、以前、教員の残業時間自身が少なかったということでもあります。

初めて法律で教員の定数を定めた1958年頃は、国が1日8時間労働を意識して、1人の教員が1日4こまの授業をしていれば、全授業が実施できていたという状態であります。ところが政府は、92年の学校週休2日制へ移行したときに、1日4こま原則が崩れて、1日に5こまあるいは6こまが当たり前の長時間、残業必至の体制になったのではないかということではないでしょうか。このような状況の中で、登校拒否、不登校児童・生徒が生まれてきたのではないかというふうに思うんです。

それで、今、こういう生徒をなくすということで、先生と児童・生徒の話し合いの時間を持てる体制をつくるのが今必要じゃないかと。現在の教育現場の置かれている現状は、教員免許を持つ人はたくさんいるのに、過酷な条件の下で教師になることに二の足を踏んで、志ある学生が教職を敬遠しているところにあるのではないのでしょうか。

こういう社会的な要因を取り除くこと自身が、一つは、そこで学ぶ子供なんかの教育環境を改善させていくということが必要じゃないかと思うんですけれども、もし教育長の見解があれば、答弁をお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） さっき答えてもらって、今のは池田さんの考えですね。それに対して何かあれば、大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） これに関しましては、私も先ほど申し上げましたとおり、池田議員

と同じ考えでございます。

先生方の働き方改革というのは、私は先生方の時短をするということだけが目的ではなくて、先生に子供たちと触れ合う時間を増やしたいというのが大きな目的だというふうに思っていますので、全く池田議員のおっしゃるとおりだと思っております。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 次に、公共施設の管理計画について質問いたします。

つながり総合センター、上但馬保育所の年間の経費は、どのようになっているのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 再質問にお答えします。

まず、旧つながり総合センターにつきましては、草刈りが年2回、剪定が年1回で、年間40万1,768円、旧上但馬保育所につきましては、草刈り年1回、剪定が年1回、除草剤の散布が年2回でございまして、年間12万1,386円の費用となりまして、両施設とも敷地管理料のみの年間経常でございます。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 池田議員、申し訳ないです、カウンターが止まっていたんで、5分マイナスで、あと19分ぐらいにまとめてもらいたいと思います。

池田議員。

○9番（池田年夫君） 今それぞれ、両方で約40万ぐらいの費用がかかっているということで、今後、つながり総合センターについては、来年の計画で解体の方向が出されるということですけれども、これはやっぱり今まで見てきた場合、今まで全然活用されていないということで、以前にもあったんですけれども、塩漬け土地いうのかな、いうのが以前はあったんですが、それと同じような見え方になるのではないかと。やっぱり住民の税金で建てられ、管理についても住民の税金で支払われるという観点ですので、やっぱりその活用法というのを、今後早急に考えていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 今の塩漬けの土地というのは、今の状態を塩漬けか、漬した跡が塩漬けか。

○9番（池田年夫君） それも含めてね。

○議長（辰巳光則君） 漬した後やったら、それを来年検討するという回答あったんですけれ

ども、それに対して方向性があるんでしたら、ご回答よろしく。さっき回答ではありましたが、けれども。

森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） ご意見ありがとうございます。

町長も回答ありましたように、利活用につきましては、行政で自分らで何かを建てるというところも一つでございますが、今まで、地域特性もございます。いろいろな手法も考えながら、来年度、解体終わった後、塩漬けということにはならないように、早急にいろいろ考えていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） つながり総合センターの跡地の利用については、先日も、御所市に防災センターというのが今年の4月にできて、それを見学に行ったんですけれども、そういう方向での今後の活用ということも考えられたらいかがでしょうかというふうに思いますので、提案しておきます。

続いて、体育館の空調設備についてなんですけれども、これについては、政府の緊急防災・減災事業債は事業費の7割が交付税として措置されます。また、過疎債も使えるんじゃないでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 今、池田議員がお話しのとおり、緊急防災・減災事業債につきましては、充当率100%、元利償還金に対する交付税措置が70%となりまして、学校施設に限らず、緊急に実施する必要性が高く即効性のある防災・減災のための地方単独事業に対し、使用可能なものでございます。

また、過疎対策事業債につきましては、町の過疎地域持続的計画に小学校体育館施設改修工事として明記されておりまして、起債を起こすことに関しましては計画上可能でございます。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 政府のそういう事業債なども活用して、今後計画していただきたいと思いますけれども、小学校の建て替えを待つのではなしに、小学校の建て替えについては、まだ五、六年にもなるという状態ですので、昨今の猛暑が続けば、今の教室そのものについても、今はクーラーがついているけれども、その分についても、約40度近くなるとい

う状況も聞いていますんで、ましてみんなが緊急避難場所として集められる体育館については、早急に空調設備を設置する必要があるのではないかなと思うんですけれども、町の方針はいかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

緊急の避難場所です小学校、以前からも大きな避難があったとき、教室というところをお借りして、エアコンというところを使用させていただきました。また、避難所のエアコン等々の観点から、三宅町の文化ホールを自主避難所として開設をさせていただきながら、その場その場に応じた対応を、今取らせていただいているところでございます。

今の池田議員のご提案に対しましては、検討の余地はあるものの、費用対効果等々、投資した費用、補助金を投入しますと、今後潰すときに、また返還等々もございますので、その他も含めて検討しながら、進めていく必要があると思いますけれども、先ほどお答えさせていただいたとおり、現時点におきましては、優先度としては低いものであるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 緊急性が にはないということなんですけれども、実際に今年みたいに猛暑が続いた場合に、その中で災害等が起こった場合に、避難しなければならないということが、いつ起こるか分からないわけですね。そこでやっぱり、そういうことを考えれば、今の体育館なんかの空調設備について、早急に検討して、そういう事業債なども活用して実施していくということが求められるんじゃないかなと思うんですけれども、再度答弁お願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

被害の想定につきましても、東屏風体育館におきましては、水害のとき、あちらもつかるような場所になるかなというふうに思います。そのときには、あの避難所というところは水害においては使えない、東屏風が水つくということは、体育館も水つく可能性があります。

また、地震のときに関しましては、やはり能登もそうですけれども、あれほど大きな地震がありますと、停電また断水というところがございますので、ばらばらに避難するのではなく集中的にしながら、被災したときには職員の手もほとんど、参集までかなり時間を要するというふうに想定をしていますので、そういったところで職員の、住民さんの皆様にいち早

く命を守る行動、連携をしていくためにも、広域の避難所にまず来ていただくというところ、そして、そこで対応しながら、どうしていくかというのを臨機応変に対応してまいりたい、実際の災害が起こったときの対応については、そういった形で対応してまいりたいというふうに思っていますし、雨のときに関しましては、やはり池田議員おっしゃるように、災害はいつ起こるか分からないんで、緊急性が高いんじゃないかというご意見はごもっともでございます。それを決して非難するわけではなく、そういった実情に応じた投資というところをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今の答弁を聞いても、すぐにそういう施設の空調設備については、なかなかやらないということなんですけれども、ほかの自治体では、体育館の空調設備なんか今、いろいろと進められているという状況もあるわけです。そういうことも含めて、三宅町が小学校の体育館の建て替えやるから、そのときまで待てということでは、それでいいのかということは、町自身として問われるんじゃないかなと思うんですけれども、早急に、ほかの自治体もそういうことで進めていっているという状況の中で、やっぱり三宅町自身も、住民の生命と生活を守るという観点から、早急にそういう点を考えていただきますようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（辰巳光則君） これで、池田年夫君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、明日10日より16日までは各常任委員会開会のため休会とし、12月17日午前9時30分より再開し、各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会いたします。

ありがとうございました。

（午後 2時30分）

令和6年12月三宅町議会第4回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和6年12月17日火曜日午前9時30分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅 本 睦 男	久 保 憲 史	川 鱈 実希子
瀬 角 清 司	松 本 健	渡 辺 哲 久
森 内 哲 也	辰 巳 光 則	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	教 育 長	大 泉 志 保
みやけイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀	総 務 部 長	森 本 典 秀
まちづくり推進部長	岡 橋 正 識	会 計 管 理 者	田 中 修 三
住民福祉部長	宮 内 秀 樹	健康子ども局長	植 村 恵 美
教育委員会事務局長	出 口 正		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 堀 川 佳 則

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

7 番 議 員	森 内 哲 也	9 番 議 員	池 田 年 夫
---------	---------	---------	---------

令和6年12月三宅町議会第4回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和6年12月17日 火曜日

午 前 9時30分 再 開

日程第1

常任委員会委員長報告

(1) 総務建設常任委員会委員長報告

(2) 福祉文教常任委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。

令和6年12月三宅町議会第4回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第1、常任委員会委員長報告についてを議題とします。

去る12月9日の本会議において、常任委員会へ付託しました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、12月11日午前9時30分より開催されました総務建設常任委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、森内哲也君。

○総務建設常任委員会委員長（森内哲也君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

去る12月9日、第4回定例会本会議において、総務建設常任委員会に付託を受けました諸議案について、11日に総務建設常任委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第44号 令和6年度三宅町一般会計第7回補正予算について、歳出のうち、議会事務局関係では、款1議会費、項1議会費、目1議会費では、令和6年人事院勧告における議会議員の期末手当の支給割合の改正に伴う人件費として、30万5,000円の増額補正が行われております。

みやけイノベーション推進部関係では、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、ふるさと納税推進事業として、決算見込みによる人件費の減額と令和6年度人事院勧告による人件費の増額を合わせ、114万7,000円の減額、目2文書広報費では、広報作成業務委

託費78万円の減額、広報県政だより配布負担金88万1,000円の減額、目4企画費では、地域おこし協力隊サポート事業に係る経費203万4,000円の増額、移住・定住促進事業補助金200万円の減額、タウンミーティングの事務経費26万4,000円の減額、企業版ふるさと納税推進事業の事務経費44万円の減額、交流まちづくりセンター施設管理費172万8,000円の減額、令和6年人事院勧告による人件費として、交流まちづくりセンター運営費429万9,000円、図書運営費51万5,000円の増加補正が行われております。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費では、産業観光事業の事務経費63万5,000円の減額、ビジネスサポート事業の経費80万円の減額、款14予備費、項1予備費、目1予備費では、一般会計歳入歳出予算の財源調整のため、593万2,000円の減額補正が行われております。

総務部関係では、一般会計における人件費について、令和6年人事院勧告による人件費の増額と職員の退職による減額、合わせて2,793万4,000円の増額補正が行われております。

総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、損害賠償命令請求事件の確定による報酬111万1,000円の増額、目3財産管理費では、公用車の維持経費20万4,000円の減額、電力調達の分析経費9万3,000円の増額補正が行われ、款9消防費、項1消防費、目3非常備消防費では、消防ポンプ車に係る諸経費30万6,000円の増額補正が行われております。

まちづくり推進部関係では、総務費、項1総務管理費、目3財産管理費では、磯城郡水道企業団の解散に伴う財産処分に係る負担金3,941万4,000円の増額、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金の返還による基金積立金12万9,000円の増額。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費では、清掃車購入費用の確定により200万円の減額補正が行われ、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁費では、道路メンテナンス事業として、橋梁点検の結果による事業委託費1,000万円の増額、工事請負費441万2,000円の減額、項3都市計画費、目4下水道費では、下水道事業会計の繰出金として、令和6年人事院勧告による人件費62万3,000円の増額、下水道事業債の借入金額確定による繰入金1,160万円の減額、項4まちづくり費、目4大和平野中央プロジェクト費では、国庫補助金の交付額確定による事業費9,800万円の減額補正が行われております。

続いて、歳入のうち、みやけイノベーション推進部関係では、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務補助金では、地方創生推進交付金150万円の減額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金41万6,000円の増額、款15県支出金、項3県委託金、目1総務委託金では、県政だより奈良配布委託金9万1,000円の減額、款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金では、財政調整基金繰入金3,000万円の増額、目5ふるさと納税基金繰入

金では、基金繰入金80万円の減額補正が行われております。

総務関係では、款20雑入、項6雑入、目1雑入では、消防ポンプ車の売却収入として140万円の増額補正が行われております。

まちづくり推進部関係では、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目6土木補助金では、道路メンテナンス事業に対する国庫補助金432万9,000円の増額、大和平野中央プロジェクト費に対する交付金の交付額確定により5,433万1,000円の減額、款20雑入、項6雑入、目1雑入では、奈良県住宅新築資金等貸付組合の返戻金12万円の増額、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金の返還金12万8,000円の増額、款21町債、項1町債、目1総務債では、道路メンテナンス事業及び大和平野中央プロジェクト費に対する過疎対策事業債1,710万円の減額補正が行われております。

以上が、令和6年度三宅町一般会計第7回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

みやけイノベーション推進部関係では、国が実施している移住・定住促進事業に対する県と市町村の役割や制度の課題について、町単独事業の予算額について、交流まちづくりセンター施設管理費の減額内容について、ビジネスサポート事業の今後の見通し、運営内容や利用状況についての質疑を行いました。

質疑の中で委員から、国や県の補助金を使って行う事業といえども、町としてやると決めた事業であれば、国や県の実績を調べ、自分たちの事業であるとして、担当課のほうで分析しておくべきではないかというような意見が出ました。

総務部では、人事院勧告による町全体の人件費の増加額や人件費の増加に対する国の予算措置について、電力調達の実績と契約の見直しについて、損害賠償命令請求事件に対する報酬の算定内容について質疑を行いました。

こちらの質疑の中からは、人事院勧告による町全体の人件費の増加額は約3,500万円であるとの回答を得て、その増加額分については、来年度以降は分からないが、今年度は何らかの交付税措置があると聞いている、そのような回答がありました。

また、委員より、消防ポンプ車の有益な売却方法を調査してもらいたいとの意見があり、損害賠償命令請求事件成功報酬の「成功」という表記は、住民訴訟においては、住民の福祉に資すべき町職員側が住民と争って勝ったということを「成功」という言葉にして用いることは適切ではないのではないかという町の捉え方、受け取り方を考えさせる意見も出ました。

まちづくり推進部では、橋梁の点検結果による今後の対応と施工方法の見直しについて、

国の社会資本整備総合交付金の交付率の現状と三宅町の地方線、町道5号線の実施内容と今後の進め方について、ごみカレンダーの見直しについて、磯城郡水道企業団に対する負担金の内容について質疑を行いました。

廃止の方向の従来のごみカレンダーについては、住民さんから継続を望む声が議員や担当課にも届いております。新しいごみ処理施設が稼働し、今後、ごみ収集日のお知らせは、広報に2か月ごとに案内を入れる方式となっております。広報が全ての住民に漏れなく行き渡るよう全戸配布を徹底したこと、継続でカレンダーを作成するとしての費用面などを考慮すると、ごみカレンダーの継続は困難で、今後の広報での案内に慣れてほしいという担当課からの回答がありました。

この議案第44号 令和6年度三宅町一般会計第7回補正予算案については、本委員会では全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第47号 令和6年度三宅町下水道事業特別会計第1回補正予算については、支出では、款21水道事業費用、項5営業費用、目1総係費では、令和6年人事院勧告による人件費62万3,000円の増額、収入では、人件費の増額に対する一般会計繰入金62万3,000円の増額、企業債借入額の確定による下水道事業債1,160万円の増額と一般会計繰入金1,160万円の減額による予算調整が行われ、また、下水道事業債の限度額について1,160万円増額が行われ、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第48号 三宅町役場の位置を定める条例の全部を改正する条例の制定については、磯城郡水道企業団の解散による財産処分の協議により、旧浄水場を分庁舎とするため、条例の全部を改正するもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年人事院勧告による職員の給与表の改定、期末勤勉手当の支給割合の改定を行うもので、一般職員と暫定再任用職員の手当の格差、若年層を中心とした給与表の改定内容について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第50号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第51号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年人事院勧告による特別職並びに議会議員の期末手当の支給率の改定を行うもので、支給率の改定内容について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第52号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例の制定については、令和6年人事院勧告による任用職員の給与表の改定を行うもので、一般職員の給与改定と整合性について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認を行いました。

次に、議案第54号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の締結については、定住自立圏構想推進要綱に基づき、天理市との間において締結した定住自立圏形成に関する協定について、新しく稼働する山辺・県北西部広域環境衛生組合の廃棄物処理施設、DXの推進の各項目を新たに追加するため、協定書の一部を変更するもので、本委員会では原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第55号 財産の取得については、ノートパソコンの調達に伴い財産を取得するもので、業者選定の方法や購入財産の使用と購入費用について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第56号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更については、組合を組織する地方公共団体のうち、令和7年3月31日をもって奈良県広域水質検査センター組合が解散することにより、規約の一部を改正するもので、今後の水質検査の実施機関や検査結果の公表について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第57号 三宅町道路線の変更については、町道三宅218号線における敷地の寄附に伴い、終点の変更により道路線が変更されるもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第58号 磯城郡水道事業団規約の変更については、磯城郡水道企業団の解散に伴う事務の継承についての項目を追加するため、規約の変更を行うもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第59号 磯城郡水道事業団の解散について並びに議案第60号 磯城郡水道事業団の解散に伴う財産処分については、令和7年3月31日をもって磯城郡水道企業団を解散すること、また、解散に伴う財産処分を構成町の協議により定めるもので、奈良県広域水道企業団の設立日について、また、磯城郡水道企業団解散後の事務の継承と決算審査の方法について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が、総務建設常任委員会に付託を受けました補正予算案2件、議案12件の内容であり、慎重に審議を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わりとさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまです。

続いて、12月12日午前9時30分より開催されました福祉文教常任委員会の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、川鰭実希子君。

○福祉文教常任委員会委員長（川鰭実希子君） 去る12月9日、第4回定例会本会議において、福祉文教常任委員会に付託を受けました議案について、12日に福祉文教常任委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第44号 令和6年度三宅町一般会計第7回補正予算案について、歳出のうち、住民福祉部関係では、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費では、氏名の振り仮名確認通知の作成経費252万2,000円の増額補正が行われています。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、成年後見の手続費用2万円、障害児通所サービス費558万3,000円の増額、令和6年人事院勧告による人件費65万4,000円、国民健康保険特別会計繰出金247万3,000円の増額、心身障害者医療費助成事業の事務経費8万4,000円の増額、精神障害者医療費助成事業の事務経費、補助金返還金9万6,000円の増額、目2老人福祉費では、老人医療費助成事業の事務経費1万3,000円の増額、介護保険等事業費で介護サービス事業所に対する物価高騰対策補助金41万6,000円、地域介護福祉空間整備補助金426万8,000円の増額補正が行われ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、乳幼児医療費助成事業の事務経費、補助金返還金48万8,000円の増額、目2ひとり親家庭等医療費助成事業の事務経費、補助金返還金45万6,000円の増額補正が行われています。

健康子ども局関係では、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、あざさ苑栄養指導室の備品購入費41万7,000円の増額、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料140万円の減額、保育所入所事務事業の補助金返還金57万1,000円の増額、児童虐待防止対策事業の補助金返還金58万4,000円の増額、出産子育て応援事業の補助金返還金54万3,000円の増額、目6同幼稚園費では、令和6年人事院勧告による人件費193万9,000円の増額、目8放課後児童健全育成事業費で補助金返還金7万8,000円の増額補正が行われています。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、母子保健事業の補助金返還金6万7,000円の増額、健康増進事業で健康増進計画策定業務委託料80万円の減額、感染症予防接種事業の補助金返還金5万7,000円の増額、産前産後サポート事業の補助金返還金7万2,000円の増額、産後ケア事業の補助金返還金8万2,000円の増額、子育て包括支援事業でカウンセリング業務委託料19万8,000円の減額補正が行われています。

教育委員会事務局関係では、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費では、教育フォーラム開催経費17万円の増額、項2小学校費、目1学校管理費では、令和6年人事院勧告による人件費124万4,000円の増額、外国語指導助手派遣料118万円の減額、防犯対策設備導入経費140万6,000円の減額、目3学校給食費では、炊飯設備整備経費82万7,000円の減額、給食調理業務委託料93万3,000円の減額、項4幼稚園費、目1幼稚園費では、幼稚園助成費66万円の減額、項5社会教育費、目1社会教育総務費では、子ども会連絡協議会補助金12万円の減額、文化財保護費で発掘調査委託料98万5,000円の増額補正が行われています。

続いて、歳入のうち、住民福祉部関係では、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生負担金では、障害児通所サービス費に対する国庫負担金277万9,000円の増額、項2国庫補助金、目1総務補助金では、社会保障・税番号制度補助金252万1,000の増額、目2民生補助金では、地域介護福祉空間整備等補助金426万8,000円の増額補正が行われ、款15県支出金、項1県負担金、目2民生負担金では、障害児通所サービス費に対する県負担金138万9,000円の増額、項2県補助金、目2民生補助金では、心身障害者医療費助成事業の追加交付金34万8,000円、福祉医療費助成事業の事務費補助金7万円の増額補正が行われています。

教育委員会事務局関係では、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目8教育補助金、款15県支出金、項2県補助金、目8教育補助金では、幼稚園助成費に対する国と県の補助金が、それぞれ24万3,000円、20万8,000円の減額補正が行われています。

以上が令和6年度三宅町一般会計第7回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

住民福祉部関係では、成年後見手続を進める経緯と今後の対応について、介護サービス事業所に対する物価高騰対策支援補助金の内容について質疑を行いました。

健康子ども局関係では、産前産後サポート事業や産後ケア事業における妊産婦や乳児の現状と支援内容について、保育所の一時預かり事業の現状について質疑を行いました。

教育委員会事務局関係では、新制度へ移行された幼稚園の現状について、教育フォーラムの周知の在り方について、実施方法や実施内容、参加者の状況について、学校給食における三宅町産米の調理方法についての経過と実施内容について、子ども会連絡協議会解散の経緯と三宅町の対応について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第45号 令和6年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算については、歳入において、高額療養費の増額による県支出金250万円の増額、国民健康保険事業費納付金と事務費の増額による一般会計繰入金247万3,000円の増額。

歳出においては、高額療養費250万円の増額、国民健康保険事業費納付金239万円の増額、

事務経費 8 万 3,000 円の増額補正が行われ、特定健康診査の受診率、がん検診との関連性について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

続いて、議案第 46 号 令和 6 年度三宅町介護保険特別会計第 2 回補正予算案については、歳出において、介護サービス給付費の予算の範囲において、居宅介護サービス給付費等の予算調整が行われ、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第 53 号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉施設における職員の配置基準の改善に伴い、条例の一部を改正するもので、三宅幼児園における保育士の配置の現状と対応について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が、福祉文教常任委員会で付託を受けた補正予算案 3 件、議案 1 件の概要であり、慎重に審議を行い、おのおの原案のとおり承認しましたことをご報告申し上げて、委員長報告を終わります。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。
質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

議案第 44 号 令和 6 年度三宅町一般会計第 7 回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第45号 令和6年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第46号 令和6年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第47号 令和6年度三宅町下水道事業特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第48号 三宅町役場の位置を定める条例の全部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第50号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第51号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

議案第52号 三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第53号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第54号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書の締結についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第55号 財産の取得についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第56号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第57号 三宅町道路線の変更についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第58号 磯城郡水道事業団規約の変更についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第59号 磯城郡水道事業団の解散についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第60号 磯城郡水道事業団の解散に伴う財産処分についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることとします。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今月 9 日に開会されました令和 6 年 12 月三宅町議会第 4 回定例会の全日程が終わり、本日閉会の運びとなりました。議員各位におかれましては、ご提案申し上げました各議案について慎重審議賜り、全議案ご可決いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

さて、開会のご挨拶でも触れましたが、政府は物価高への対応などを柱とする新たな経済対策として、今年度の補正予算を国に提出されました。内容は、賃上げ環境の整備などの日本経済・地方経済の成長、電気・ガス料金の補助再開や住民税非課税世帯への給付金などの物価高への対応、能登半島地震の被災地のインフラ復旧を含む国民の安心・安全の確保が盛り込まれております。

特に総理は、物価高の影響を受ける低所得者に迅速に支援を届けるため、住民税非課税世帯を対象に給付を行い、それ以外には、重点支援地方交付金を活用して、地方公共団体が行う物価高対策や賃上げを支援する様々な対策を講ずると述べられており、本町におきましても、的確な情報収集により適切な予算措置を行い、速やかに実施できるよう、万全の体制で臨んでまいります。議員の皆様には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、時節柄、健康には十分ご留意いただき、引き続きご活躍いただきますとともに、ご家族と共によき新年をお迎えいただきますようご祈念申し上げ、令和 6 年 12 月第 4 回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君） ここ数日、寒さが一段と増してまいりました。

皆様方におかれましては、年末年始、十分ご自愛いただきまして、新年を迎えていただければと思います。

以上で、令和 6 年 12 月三宅町議会第 4 回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前 10 時 11 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員